

官報 号外

平成二年六月七日

○第百十八回 参議院會議録第十三号

平成二年六月七日(木曜日)

午後零時三十分開議

○議事日程 第十三号

平成二年六月七日

午後零時三十分開議

第一 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、平成二年度一般会計予算

一、平成二年度特別会計予算

一、平成二年度政府関係機関予算

平成二年六月七日 参議院會議録第十三号 議事日程追加の件 平成二年度一般会計予算外二件

一、日程第一より第七まで
一、平成二年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員の選挙
一、平成二年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

○議長(土屋義彦君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

平成二年度一般会計予算

平成二年度特別会計予算

平成二年度政府関係機関予算

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長林田悠紀夫君。

審査報告書

平成二年度一般会計予算

平成二年度特別会計予算

平成二年度政府関係機関予算

右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月七日

予算委員長 林田悠紀夫

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成二年度一般会計予算、平成二年度特別会計予算及び平成二年度政府関係機関予算並びに財政投融資計画は、財政改革の第一段階である特例公債依存体質からの脱却を実現するとともに、公債依存度の引下げを図るため、更に歳出の徹底した見直し、合理化に取り組むこと等により公債発行額を可能な限り削減することとして、(一)既存の制度・施策について見直しを行うなど経費の徹底した削減合理化に努め、特に経常部門経費については厳しく抑制し、なお、日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による社会資本の整備の促進を図るための無利子貸付事業についてはこれを維持することとし、(二)時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るため、臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の各申等を受けて、改革合理化措置を着実に実施し、(三)税制面においては、新税制の円滑な定着を引き続き推進する中で、消費税について、国民の理解を深め、一層の定着を図る観点から所要の見直しを行うとともに、当面の政策的要請・課税の適正化に配慮しつつ、土地税制等につき早急に実施すべき改正を行うこととし、(四)公債発行額は、以上の歳入面での努力により、前年度当初発行予定額より一兆五千七百七十八億円減額すること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面で、「財政法」第四十一条ただし書の規定による公債五兆五千九百三十二億円の収入を予定するほか、税外収入についても、極めて厳しい財政事情にかんがみ、可能な限りその確保を図ることとしている。

歳出面では、経費の徹底した削減合理化を図るため、各種施策について優先順位の厳しい選択を行うとともに、社会経済情勢の推移に即応した財政需要に対しては、財源の重点的・効率的

的配分を図ることとしている。

一般会計予算の総額は、歳入歳入とも六十六兆二千三百六十七億九千八百八十二万一千円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入百三十九兆二千六百八十億五千七百一十二万六千円、歳出百二十一兆八千五百六十二億二千七百七十二万七千円である。

なお、特別会計の数は、電源開発促進対策特別会計ほか三十七で昨年度と同数である。

また、政府関係機関の数は、国民金融公庫ほか十で昨年度と同数である。

右の措置は、国民生活関連の社会資本整備等の歳出予算が不十分であること、消費税が歳入の両面に組み込まれていることなどから、適切な予算とは認め難いので、否決すべきものと議決した。

平成二年度一般会計予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年五月十日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

平成二年度特別会計予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年五月十日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

平成二年度政府関係機関予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年五月十日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

〔林田修紀夫君登壇、拍手〕

○林田修紀夫君 たいだいま議題となりました平成二年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

平成二年度予算の内容につきましては、既に橋本大蔵大臣から財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

平成二年度予算三案は、二月二十八日国会に提出され、三月七日橋本大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って五月十一日から審議に入りました。以来、本日まで審査を行ってまいりましたが、この間、五月二十四日に公聴会を開き、また委嘱審査及び集中審議をそれぞれ二日間行なうなど、終始慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。

以下、質疑の主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、海部内閣の政治姿勢につきまして、「リクルート事件の反省に立って政治改革を進めること」が海部内閣の重要な課題であるが、具体的にどう取り組むのか。との質疑に対し、海部内閣総理大臣から、「一昨年の一連の不祥事件を厳しく反省し、国民から不信を招いている政治と政治資金の關係について透明性を確保し、金のかかる選挙や政治を改めることが大切である。夏ごろには選挙制度審議会から答申が出るので、強い決意で政治改革に取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

外交、防衛問題につきまして、「ソ連、東欧諸国の民主化の動きや米ソ首脳会議における冷戦構造の終結など、国際情勢の劇的な変化並びにアジア情勢を政府はどう認識しているか。ソ連の我が

国に対する軍事的脅威はなくなったのではない。米ソの軍事費削減に対応して我が国の防衛力を整備を拡大から縮減に方向転換すべきではないか。」などの質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣から、「ヨーロッパの劇的な変化は、冷戦時代の発想を乗り越えて軍事レベルを必要程度に下げようとするもので、こうした路線が変わらないことを願っている。ただ、この際、アジアにおいてはなお不透明、不安定な問題が現存していることを認識する必要があるが、韓ソ国交正常化の合意やカンボジア和平会議の開催など、アジアの平和と安定にとって好ましい状況も出始めており、こうした状況がさらに前進することを望んでいる。以前に比べ、ソ連の潜在的脅威は薄まりつつあるが、なお存在していると認識している。我が国の防衛力は、憲法で定められた専守防衛に徹する中で基盤的防衛力を整備しているもので、米ソの軍備管理交渉が成立した後においても防衛力整備の大綱に基づき整備を進めていきたい。」との答弁がありました。

財政問題につきましては、「特例公債依存脱却達成後の財政運営の課題は何か。公共投資拡大要求など内外からの財政需要圧力が高まる一方で、財政の対応力を回復するという厳しい財政運営をどう進めていくつもりか。公共投資の配分比率を産業基盤重視から国民生活重視に転換すべきではないか。」などの質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣から、「平成二年度においてようやく特例公債脱却の第一目標を達成できた。しかし、財政は百六十四兆円の公債残高を抱えており、その累増の防止やいわゆる隠れ借金、国鉄長期債務処理の問題もあり、依然として

厳しい状況にある。一方において、公債依存度を五割以下に引き下げ、特例公債の早期償還を求めた財政審答申もあり、財政健全化に向けた課題が山積している。今後は建設公債の発行をできるだけ引き下げ、財政の対応力を回復する一方で、社会資本整備充実等の財政需要に対応しなければならぬ。公債の早期償還は、決算剰余金の全額、年度内財源に余裕が出た場合のほか、N T T株売却益の一部などで対応したい。公共投資の配分は大きな変化は見られないが、長い期間で見るとそれなりに時代の要請にのっとった配分が行われたものと思う。内外の諸情勢に十分配慮し、今後は一層国民生活重視に向けて豊かさを実感できる社会資本をふやすよう、公共事業十カ年計画策定に向けた調整を行っていきたい。」との答弁がありました。

消費税問題について、「政府の消費税見直しは現行消費税に欠陥があることを認めたためではないか。消費税の納税事務負担軽減のため導入した免税点や簡易課税制度は、税の公平性、信頼性を損なっているが、なぜこれを見直し法案に入れたのか。この際、消費税を凍結して議論をすべきではないか。」との質疑があり、海部内閣総理大臣並びに橋本大蔵大臣から、「消費税は昨年四月から税制改革の一環として実施しているものであるが、実施後における食料品課税撤廃等の国民の声に十分耳を傾け、要望を受けとめて見直し法案を国会に提出しているのだから、欠陥があるから見直すというものではない。免税点や簡易課税については、帳簿方式のもとで可能な限りの公平性と事務負担の簡素化を図り、多少正確な欠く点は割り切って制度を組み立てているもので

ある。間もなく導入後一年が経過するので、その結果を集計し、分析を行い、一定の結義を得たならばまた改正について議論をお願いすることになるが、凍結して議論していく考えには賛成できない。」との答弁がありました。

経済問題につきまして、「景気動向は、金利高、株価水準の下落などから設備投資が慎重になっており、十月ごろから転換点に差しかかるのではないかと。東西ドイツの通貨統合により西ドイツにインフレが起きる危険性はないか。西ドイツが公定歩合を引き上げれば我が国もそれに追随することになるのではないかと。最近の外国為替市場の円高転換の背景は何か。我が国の経常収支黒字幅の縮小は急激で、今後の資金援助等を考えると問題が残るのではないかと。政府は黒字幅の適正水準をどこに置いているか。」との質疑があり、これに対し、関係各大臣並びに三重野日銀総裁より、「景気の動向は、為替、債券、株式のトリプル安の影響を慎重に検討する必要があるが、国際収支、物価及び生産の各部門のファンダメンタルズはしっかりしており、先行指標もこのところ持ち直すなど、基調的には大きな変化はない。先行き心配なことは言わないが、まず大丈夫なのではないかと思っている。東西ドイツの通貨統合が一对一行われることで西ドイツにインフレ懸念があることは事実であるが、西ドイツ通貨当局はそうした心配は生じないことに自信を持った発言をしている。いずれにせよ、我が国の金融政策は国際経済や景気、物価等を総合的に判断して自主的に運営する方針に変更はない。円レートについては、基本的には、先進国の中で最もバランスがとれた経済発展を続けている日本経済のもとで円安になる

理由はない。しかし、投機資金はファンダメンタルズを離れて動くため、これが円安をもたらしてきた。最近、日米金利差の縮小などで円が見直されるとともに、行き過ぎた円安が修正に向かいつつあると見ている。経常収支の黒字幅は着実に減少傾向にあるが、なお巨額の貿易黒字を出している我が国は、日米構造協議においても、引き続き着実に輸入を拡大しながら我が国経済を内需中心に発展させていく責務を負っており、黒字縮小努力が必要である。経常収支黒字の好ましい水準は一概に言えないが、我が国が負っている国際的責務と国内の経済運営に支障が生じないよう、両者の調和のとれた水準をめどとして考えていくことに尽きるのではないかと答弁がありました。

日米構造協議問題について、「さきの中間報告の内容は米国の厳しい要求に一方的に譲歩したものではないか。米国は日米合意の実施状況を監視する機関の設置を求めていると聞くが、どう対応するのか。大規模小売店舗法の運用改善は、通産省通達でなく法律に明文化すべきではないか。中小小売商に対する救済措置を考えているか。」との質疑があり、海部内閣総理大臣並びに武藤通商産業大臣から、「構造協議は日米双方がそれぞれの国の経済運営上の諸問題について率直に意見を交換し合う場で、押しつけられたとか一〇〇〇満足できたとかいう性格のものではない。日米の努力の積み重ねによって相互の協調性を深めるとともに、日本としては、市場を開放し、内外価格差を是正することによって国民生活の質的向上に役立つことになる。監視機関の設置について具体的な話はないが、双方とも実行に責任を持ち、フォローアップすることは当然の方向だと思う。大店

法の出店調整処理期間を一年半以内に短縮することとしているが、従来の通達などの運用でわかりにくい点は法律が政令に明記するという考え方で取り組んでいる。中小小売商に対してはより思い切ったいろいろの振興策を検討して、中小小売商の方々が努力をすれば十分に経営が成り立つよう考えていきたい。」との答弁がありました。

最後に、社会保障問題について、「政府が福祉政策の目玉としている高齢者保健福祉推進十カ年戦略は既存施策の羅列ではないか。この戦略の実現はマンパワーの確保にかかっているが、求人難の折、目標達成は可能か。」との質疑があり、海部内閣総理大臣並びに津島厚生大臣から、「高齢者保健福祉十カ年戦略は、今年度から十年間に二十一世紀に超高齢化社会を迎えても不安のない体制をつくるために打ち出したもので、その内容は七つの柱から成っている。全体を貫く精神は、本格的な高齢化に備えて国民の意識改革を行うとともに、地域の創意工夫を国が育て上げて日本型福祉を定着させようとするもので、決して個別政策を羅列したものではない。ホームヘルパー十万人の確保は計画推進にとって一番難しいが、待遇の改善、勤務形態の工夫などのほか、介護士制度の拡充、社会福祉協議会への委託なども考えていかなければならないと思う。」との答弁がありました。

質疑はこのほか広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局した後、委員長から、政治倫理確立に関する委員長見解を申し述べ、これに対し、深谷郵政大臣並びに海部内閣総理大臣からこれに対する発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して安恒委員が反対、自由民主党を代表して伊江委員が賛成、公明党・国民会議を代表して白浜委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、連合参議院を代表して池田委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して足立委員が反対の旨、それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二年度予算三案は賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 三案に対し、討論の通告がございませう。順次発言を許します。平井卓志君。

〔平井卓志君登壇、拍手〕

○平井卓志君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました平成二年度一般会計予算外二件について賛成の討論を行うものであります。

昨年七月、参議院選挙で与野党が逆転するという立憲以来のどん底の中からスタートした海部内閣は、政治改革に命運をかけ、日米構造協議問題など各般の重要政策に真剣に、ひたむきに取り組み、それが国民的に期待、評価され、さきの衆議院総選挙では我が党が圧倒的な支持を受けました。そして、内閣及び党の支持率も就任以来日増しに上昇し、これまでにない高い評価を受けておりますことは欣快にたえないところであります。

さて、国際情勢はまさに激変が続いておりまして、ソ連のペレストロイカに端を発した改革の動きは、社会主義の独裁体制の崩壊とともに、ソ連、東欧において民主化に向けての著しい変化が生じております。東西ドイツの統一の進展を初めとして、米ソもかつての冷戦の発想を乗り越えて、対話と協調から軍縮の新しい世界秩序の構築を進めており、今やこれまでの世界の政治、軍事の枠組みが大きく変わりつつあります。こうしたときこそ、我が国は世界のために経済的役割のみならず、進んで政治的にも大いに貢献しなければなりません。

一方、国内経済は引き続き絶好調でありまして、昭和六十一年十二月から始まった景気拡大は今月で四十三カ月続いております。我々は、こうした内需を中心としたインフレなき自律的拡大を今後とも確保し、国民一人一人が真に経済的豊かさを実感できるよう、国民生活の質的な向上に努めるべきであります。

平成二年度予算は、こうした内外状況を十分踏まえ、二十一世紀を展望して編成したものでありまして、高く評価でき、賛意を表するものであります。

以下、その賛成する理由を申し述べたいと存じます。

まず、賛成する第一の理由は、懸案でありました特例公債依存からの脱却が図られたことであります。

思えば、特例公債が導入されたのが昭和五十年の補正予算でありますから、まさに十五年、この特例公債からの脱却は我が党及び歴代内閣の悲願でありました。確かに近年の好調な税収に支えられたという側面はありますが、これは我々の血のじむような財政改革の努力のためのものであります。御同慶の至りであります。しかしな

がら、これらはあくまでも財政再建の第一歩でありまして、決して樂觀は許されるものではありません。公債残高はこの二年度末には百六十四兆円にも達し、これから生じる国債費が歳出予算の二割を超え、依然として厳しい状況にあることに変わりはないことには申すまでもないことであります。

賛成する第二の理由は、限られた一般歳出予算の中で、国民生活に直結する政策の優先度に応じて予算を重点的に効率的に配分していることとあります。

まず、社会保障については、給付と負担の公平を図ることにより、高齢化社会においても長期的に安定的に機能するように、国民健康保険制度や老人保健制度の基盤安定化のための措置を講じております。すなわち、すべての国民が安心して老後を送れるよう、十年間で総事業費六兆円に上る高齢者保健福祉推進十カ年戦略を策定しております。国民に身近な福祉施設にきめ細かい配慮をいたしております。

これら社会保障予算は一般会計最大の伸び率六・六%を示し、総額十一兆六千四百八十八億円と福祉優先の政策をとっておりますことは、二十一世紀に向かって活力ある福祉社会を形成するものとして適切な措置であります。

次は、経済協力の問題であります。

世界経済の一五%を占める我が国が国際社会で貢献することは、世界の中の日本としての使命であります。その観点から政府開発援助は外交施策の重要な柱であり、今回、世界最大の総額一兆四千億円の事業規模を決定したことは、世界の相互依存関係を深めつつ繁栄に寄与するものとして高く

く評価できるものであります。願わくは、経済協力には真に相手国に役立つものに使われることが肝要です。現地の実態を十分把握され、実施や評価体制の充実を図るとともに、単に資金のみならず、技術や経営のノウハウを支援して新しい経済援助の方策を確立していただきたい。

その他、平成二年度予算には公共事業の充実を初め、中小企業、農林水産、文教及び科学技術などの重要部門に思い切った予算措置を講じており、評価できるものであります。

賛成する第三の理由は、国民の声を謙虚に受けとめて消費税の見直しを行っていることとあります。

さきの衆議院総選挙において、野党の皆さんはたしか消費税の存廃を決する国民投票であると主張されたはずであります。投票の結果としてそこにあられた民意を一体どう見ているのでありましょうか。国民の意思ははっきりいたしました。しかるに、国民の審判を無視し、将来の我が国にとって必要な消費税をかたくなに拒否し、廃止を主張することは、消費税の存続を前提にその改善を求める国民の意思と期待を踏みにじるものと言わなければなりません。

既に消費税は着実に定着しつつあります。我々は、消費税について国民各層からの指摘や意見を謙虚に受けとめ、真摯に検討して最善の見直し案を国会に提出しております。どうか野党の皆さんは、単に廃止一辺倒で突っ張るのではなく、総選挙にあられた民意に十分耳を傾け、現実を踏まえ建設的に対処していただきたい。我々は、消費税は豊かで活力にあふれた日本社会を築いていくために欠くことのできない税制と認識いたしております。

り、その一層の定着を図る見地から、ぜひ見直しを行う必要があると考えるものであります。

最後に、安全保障について申し上げます。

マルタ会談における冷戦終結宣言に引き続き、さきの米ソ首脳会談において戦略核兵器削減条約の基本合意が決定したことは、軍縮による新しい国際平和の展開の第一歩として歓迎いたします。問題点は、第二次世界大戦以来最大の軍事的变化の時代を迎え、我が国としてこれをどう分析し対処していくのかということとあります。

私は、ヨーロッパとアジアとでは冷戦構造の状況にかなりの差があると認識し、我が国を取り巻くアジアの安全保障環境は依然として不確実であると見ております。例えば、我が国周辺での思い切った軍備削減は行われていないこと、極東ソ連軍が軍備の質的強化を図っていること、及びアジアでは南北朝鮮の対立やカンボジア問題を抱えている事実などを想起すれば、我が国周辺が果たして完全に緊張緩和したと言えるのか、極めて疑問のあるところとあります。

こうした不透明さを考えるならば、日本の平和と安全を確保していくには、引き続き我が国が日米安保を堅持し、中期防衛力整備計画に従って自衛のための必要最小限の防衛力を整備することは当然のことではないでしょうか。すなわち、治にいて乱を忘れるの精神が重要であります。しかし、我が国としても国際緊張緩和の流れを十分頭に入れ、少なくともアジア諸国が軍事大国日本の台頭に懸念を抱くことのないように、今後の防衛費のあり方については慎重に配慮願いたいのであります。

以上、予算三案に賛成する主な理由を申し述べましたが、そのほか日米構造問題協議、土地問題、内外価格差など国民生活の観点から緊急を要する課題が山積いたしております。政府は、これらの解決に国民本位の立場から、どうか勇断を奮っていただきたいことを強く要望して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 矢田部理君。

〔矢田部理君登壇、拍手〕

○矢田部理君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となっております平成二年度予算三案に対し、反対の討論を行います。

昨年末のマルタ島での米ソ首脳会談は、戦後四十年の長きにわたって続いていた東西の冷戦に終止符を打ち、本格的な緊張緩和と軍縮の時代を切り開きました。さらに、今年六月の再度の米ソ首脳会談は、戦略核の半減、海の核削減など大幅な核軍縮を現実のものにする歴史的な第一歩を踏み出しました。それはヨーロッパだけのものではなく、アジア・太平洋を含めた全地球的な規模のもので、まさに世界は新しい時代の幕あけを迎えております。しかるに政府は、世界の新しい潮流を積極的に理解しようとはせず、旧態依然たるソ連脅威論から脱却できないまま、今なお軍事力の増大を目指しております。今や我が国は世界有数の軍事大国として、アジア諸国のみならず米国においてさえ日本脅威論が叫ばれ始めています。

また、かつての侵略と植民地支配についての真摯な反省と謝罪こそが日本の平和外交の基礎となり、原点となるべきであります。しかし政府は、決して自発的に反省と謝罪を行おうとせず、常に近隣諸国や国民の強い批判と要求に押されて、や

むを得ずこれを認めるという態度に終始してき
ました。それがまた、日本に対する不信の念を払拭
できない理由ともなっているのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

また、国内に目を転ずれば、国民を欺き、議會
制民主主義のルールを根柢から否定した一昨年の
消費税強行導入と、史上空前の汚染の広がりと規
模を持つリクルート疑獄の噴出は、国民の間に深
刻な政治不信を引き起こしました。昨年の參議院
選挙の結果は、そのような政府・自民党に対する
国民の厳しい審判でありました。にもかかわら
ず、政府・自民党は、消費税廃止という国民の声
を無視し、財界の顔色をうかがうのに忙しく、海
部総理の公約であった思い切った見直しすらも、
ほとんど実効性の期待できないまやかしで修正に
すぎません。しかも、これまでの政府の消費税を
めぐる態度は、あわよくば見直し案と廃止案とを
相打ちにし、このまま消費税を存続させようとす
るものであり、国民を愚弄するもの甚だしいと言
わなければなりません。

リクルート疑獄に関しても、政府・自民党は政
治的、道義的責任を何一つ明らかにせず、真相究
明にふたをし、さきの衆議院選挙でみそぎは終
わったとする態度や、司直の手にゆだねればすべ
て終わりとする姿勢こそが我が国で政治腐敗が根
絶できない最大の理由となっているのでありま
す。

深谷郵政大臣にまつわる疑惑についても同様で
あり、全く説明を行わず、逆にこれをかばう内閣
の姿勢は厳しく糾弾されるべきであります。予算
審議を終えるに当たり予算委員長が述べられた見
解を厳しく受けとめ、その政治的、道義的責任を

みずから明らかにすることを求めます。

また、金権選挙や政治腐敗の根を断つ努力をせ
ず、政治に金がかかるのは選挙制度のせいである
として問題をすりかえ、小選挙区制導入をもくろ
むのは、本末転倒も甚だしく、党利党略以外の何
物でもありません。

一方、国内の景気は、金利の急上昇や株価の暴
落に見舞われたものの、史上まれに見る長期の好
況を続けておりますが、その裏では地価の暴騰に
よる資産インフレのあらしが吹き荒れ、持てる者
と持たざる者との資産格差は今や天と地ほどの開
いております。首都圏の住宅価格が平均的サラ
リーマンの年収の実に十倍を超えるという異常な
状態は、全く改善の見通しが立っておりません。
その原因は、政府の土地無策の上に金融機関の土
地に対する過剰融資、大企業の土地投機の容認、
そして無責任な民活路線による地価高騰への拍車
などが重なったものであり、まさに政治災害とも
言うべき事態であります。

このように、国政の重要な諸課題に対する政府
の態度と政策は、時代の要請に完全に背を向け、
国民の暮らしと期待を全く裏切るものであること
を明らかにした上で、以下、順次平成二年度予算
に対する反対の理由を申し述べます。

反対理由の第一は、国民がこぞって反対する消
費税が本年度予算に組み込まれていることであ
ります。

一昨年、政府・自民党は、大型間接税は導入し
ないという公約を踏みにじり、議會制民主主義の
ルールを無視した強行採決を乱発して消費税の導
入を行ったのであります。しかし、昨年の參議院
選挙においては、国民は消費税は廃止すべきであ

るとの明確な意思表示を行いました。この国民の
意思を尊重するなら、消費税は一たん廃止するこ
とが当然なのであります。

にもかかわらず、政府が本院の意思を無視し
てその消費税を予算に計上しているのは、政府の
おごり以外の何物でもありません。政府がいかに
逆進性は中和したと強弁しようとも、消費税が一般
大衆いじめの欠陥税制であるという本質はぬぐい
去ることができません。世界でもまれに見る、食
料品から人間の命にかかわる諸経費にまで課税す
るだけではなく、消費者の支払った税金がそのま
ま国庫に納められず、簡易課税制度、限界控除制
度等を利用して業者が金もうけをすることができ
る仕組みまでがつくられているのであります。本
来、税の仕組みを利用して不当利得ができるなど
という税制は前代未聞であり、税に対する信頼を
著しく失墜させるものであって、絶対にこれを認
めるわけにはまいりません。

このような消費税は、所得税の最高税率引き下
げによる高額所得者の優遇やマル優廃止と相まっ
て、取りやすいところから税を取るといふ弱い者
いじめの税制の典型であります。それは、税の公
正公平の原則である応能負担の原則を全く無視し
た哲学なき税制と言わざるを得ず、このような消
費税を組み込んだ予算には強く反対するものであ
ります。

反対理由の第二は、国民生活関連予算が抑えら
れている一方で、防衛費の突出が相変わらず続け
られていることでもあります。

今、世界は本格的な緊張緩和と軍縮という歴史
的な変化のただ中にあります。このときに日本が
担うべき国際的な責務は、アジアにおける緊張緩

和と軍縮の開始に率先して取り組むことでありま
す。そのためには、米ソ等の軍事大国に一層の軍
縮を促す地域的な軍縮のテーブルづくりに全力を
挙げ、具体的な信頼醸成措置を積み上げて、みず
からは世界第三位にも膨張した防衛費を削減、抑
制することが何よりも必要なのであります。

しかし政府は、依然としてソ連脅威論と対米軍
事協力という冷戦構造の枠組みから一歩も出ない
外交・防衛政策にしがみついております。我が国
の国是である非核三原則を空洞化させ、核搭載の
疑惑の強い米国の空母や艦船の寄港は事実上野放
しであります。また、そのような核能力を持つ米
国艦船との合同演習リムパックにも継続的に参加
するなど、憲法と非核三原則に対する重大な逸脱
行為が続いております。その一方で、今日強く求
められている軍縮あるいはその第一歩としての信
頼醸成措置については、具体的な行動はもとより、
明確な方針すらも示しておらないのでありま
す。

こうして、防衛費に関しても、一九八三年度を
一〇〇とした場合、今年度予算では実に一五・
六％、五六％も伸びることになります。これに対
して社会保障関係費は二七％、文教及び科学技術
振興費に至ってはわずか六％しか伸びず、軍事優
先、国民生活軽視の姿勢は明らかなのでありま
す。

また、総額十八兆四千億もの中期防衛力整備計
画は今年度には満額達成されることになってお
り、さらに次期防衛と飛躍的に拡大する意図を捨
てておらないのであります。これでは、日本は世
界平和に貢献するどころか、アジアにおける新た

な軍事的脅威となる方向をたどっていると言わざるを得ないのであります。

反対理由の第三は、政府の税収見積もりが極めてずさんに行われていることとあります。

政府は、この間の自然増収の発生を株価や地価の上昇という一時的、特殊的な要因と説明しておりますが、これは我が国の経済構造の本質的な変化を見落とした重大な誤りであります。このため、税収の過小見積もりは八六年度二兆四千億、八七年度五兆六千億、八八年度五兆七千億という巨額なものとなり、これに八七年度、八八年度に行われたそれぞれ一兆八千億、一兆九千億の減税分を加えると、両年度は実に七兆四、五千億円という空前の税収の見込み違いを犯したことになるのであります。

かつて竹下元首相は、蔵相時代に一％は誤差のうちとの見解を示しましたが、近年の誤差率は実に六、七％という高率を示しております。今年度もまた、景気そのものには大きな変化は見られず、再び相当の過小見積もりとなる可能性は極めて高いと言わざるを得ません。過小見積もりなら許されるという錯覚と誤った観念によって、政府は取り過ぎの税金を減税に回さず、また補正で厳しい概算要求編成方針のしり抜けを策するなど、どれだけ我が国の財政をゆがめてきたかを知るべきであって、このような予算を断じて認めるわけにはまいりません。

反対理由の四番目は、政府の見通しをはるかに上回って国民負担率が急上昇していることとあります。

国、地方を合わせた税負担に社会保障負担を加えた国民負担率は、一九七五年度の二五・八％

から八〇年度三一・三％、八五年度三五・三％、そして今年度は四〇・四％となり、この十年間で実に九・一％という猛烈なスピードで上昇をいたしております。その結果、八八年度に政府が示した二〇〇〇年の国民負担率見通しに十年も早く達してしまい、このままの上昇が続けば、十年後には五〇％を超えるおそれがあるものであります。

政府は、国民に対する増税なき財政再建の公約に従い、異常に上昇した国民負担率を是正するために思い切った減税を実施すべきであります。減税もせず、将来の福祉社会の明確なグラッドデザインも示さず、なし崩しに実質的増税である負担率の引き上げを図ることは、国民に対する欺瞞であり、これまた容認できないものであります。

反対理由の第五番目は、政府の予算書及び国会提出資料が全く審議する立場に立つてつくられていないこととあります。

そもそも予算とは、各項目ごとにそれぞれの単価と数量が基礎にあり、その積み上げの上に成り立っているものであります。にもかかわらず、予算書はおろか、各目明細を見ても、単価や数量が明示されている項目はほとんどありません。これらを明らかにしないまま六十六兆円余の予算の是非を審議せよというのは、事実上の予算審議権の否定にはかならないのであります。

例えば、世界最大の援助大国になったと言われるODA予算につきましても、その総額はわかっていても、どの国のどの分野にどんな形で配分する方針なのかは一つ明らかにされず、個別プロジェクトについては、事前はもちろん事後においても、相手国政府の立場や企業秘密を口実にほとんど

どがブラックボックスとなっているのであります。これでは、人道主義とか南北協力とかいう看板は空語に等しく、ODAが引き起こす環境の破壊や腐敗は防止することが極めて困難で、国民の理解と協力は前進するはずがありません。

政府が行う行為、支出する予算は、原則としてすべて国民が知ることができ、その是非を具体的に吟味、批判することができて初めて民主主義は正しく機能し、国民は主権者たり得るのであります。これに照らせば、今日の政府の態度は、依然として知らしむべからず、よらしむべしという姿勢が強く、情報の公開という民主主義の基礎に対する認識の欠如は憂うべきものがあります。

最後に、実に三十五年ぶりという暫定予算の補正という異常事態を余儀なくされました。これはかつて政府、海部内閣の責任にあることは明白でありまして、厳しく批判をしておきたいと考えます。

また、以上のように重大な欠陥と問題を持つ本年度予算は、本院で否決されることは必至であります。これは、憲政史上初めてのことであり、事実上、海部内閣に対する本院の不信任決議に等しいものであります。政府はこの事態を深刻に受けとめ、本院の意思を正しく理解して今後の政局運営に対処されるよう強く求めて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(小山一平君) 太田淳夫君。

「太田淳夫君登壇、拍手」

○太田淳夫君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております平成二年度総予算三案に対し、反対の討論を行います。

昨年八月に発足した海部内閣は、消費者を重視

する政治を掲げていました。ところが、平成二年度予算案は、こうした姿勢が全く見られないばかりか、むしろ逆に消費者軽視と言わざるを得ない内容であります。

国民に不満の強い消費税は、小手先の見直しによって存続させようとしております。

地価の異常な高騰は、都市サラリーマンからマイホームの夢を打ち砕き、持てる者と持たざる者との資産格差をますます拡大させているにもかかわらず、政府は実効ある具体策を全く提示しておりません。また、諸外国に比べて著しく高い物価水準についても、その是正策は何ら見当たらないのであります。こうした一方で、世界的な軍縮に逆行し、防衛費の伸び率を本年度も突出させ、四兆円台に乗せてしまったのであります。

我が国の当面する最大の課題は、世界一級の経済大国となりながら、国民生活は豊かさを感ずることができないという矛盾をどう解決していくかにあります。総理が消費者重視の政治を唱えるなら、この問題に真正面から取り組まなければならぬはずであります。私は、平成二年度予算案は生活者、消費者不在の予算と言わざるを得ないのであります。

以下、反対する主な理由を申し述べます。

反対の第一の理由は、本予算の歳入に消費税収入五兆三千二百億円が計上されていることとあります。

消費税につきましては、昨年十二月十一日、廃止法案が本院において可決されております。衆議院選挙において自民党が過半数を獲得したとはいっても、消費税については厳しい批判が表明されたのであります。事実、総選挙後の世論調査に

おいては、自民党の安定多数は消費税見直し支持と見るかとの問いに対して、そうは思わないという回答が過半数を超えているのであります。

衆議院において、我が党を初め野党四党は消費税廃止関連四法案を提出し、来週からいよいよその審議が始まるようとしております。我々は、消費税廃止をあくまで求め、二十一世紀を展望した国民合意の税制改革を目指すものであります。

反対の第二の理由は、本予算案の税収見積りにも疑義があることであります。

すなわち、政府は、昭和六十一年度から六十三年度までの間に、年度途中の減税分を含めれば当初予算に対しておよそ十六兆五千億円もの自然増収を生じさせ、平成元年度においても既に補正予算で三兆二千七百七十億円の税収の増額補正がなされております。にもかかわらず、政府はこの四年連続の税収の見積り違いへの反省もなく、租税及び印紙収入予算の説明を見る限り、十年一日のごとき手法で税収を見積もっております。しかも、その見積りもりのベースとなる平成元年度補正の税収見積りも、決算時においてはさらにそれを上回ることが予想されているのであります。本予算案における税収は明らかに過小見積りであり、そして税収の過小見積りもは財政民主主義の原則に照らし極めて問題があると言わざるを得ないのであります。

反対する第三の理由は、生活者重視の歳出予算となっていないことであります。

政府は、我々の従来からの指摘を顧みず、生産、産業重視の予算を組み、公共投資については本年度においても固定的な事業費の配分を行ってききました。ところが、近時、日米構造協議でアメ

リカより生活者重視の公共投資の拡大を求められ、政府はにわかに従来の手法を改める方針を打ち出しました。このように、外国から指摘されてようやく重い腰を上げる政府のあり方は問題であります。我々は、本予算案における住宅、下水道、都市公園等の生活関連部門での歳出予算の増額を求め、また今後策定される公共投資計画においても、生活関連部門を重視した計画とするよう政府に要求するものであります。

反対する第四の理由は、本予算案においても防衛費が突出をしていることであります。

本予算案の防衛費は、対GNP費こそ一％台を下回っておりますが、前年度比伸び率は六・一％という非常に高いものであります。今、世界の情勢に目を向けますれば、米ソ、韓ソ両首脳会談、カンボジア東京会議に見られますように、緊張緩和への努力がなされております。東欧の民主化等々、まさに東西の冷戦構造が大きく変化し、地球に住む人々の願いである軍縮が世界の潮流となっているのであります。現にストックホルム国際平和研究所の発表によれば、八九年の世界の軍事支出は二％減り、今年もソ連は軍事費を八・二％減らし、米政府も九七年度は実質二・六％減らす方針であります。

防衛費の増額は、世界の潮流に逆行し、アジアの緊張を高めるばかりでなく、国民の防衛に対する理解を失うことになるのであります。我が党は、防衛費をまず平成元年度予算額で凍結し、デタント時代にふさわしい防衛構想と防衛のあり方を検討するよう強く要求するものであります。最後に、特に申し上げておきたいのであります。

今回、元年度補正予算に始まり本予算まで計四予算案が本院で否決されることになりました。このことは、政府予算案が全く国民を無視したものであり、まさに国民不在のものであることを端的に物語っております。政府はこのことを真剣に受けとめ、国民が真に豊かさを実感できる、国民生活本位の予算編成に取り組むことを強く要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(小山一平君) 諫山博君。

「諫山博君登壇、拍手」

○諫山博君 私は、日本共産党を代表して、平成二年度の予算三案に対して反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本予算案が国民世論に逆らって消費税を定着させ、国民に一層の負担を押しつけるものだからであります。

本年度の予算で政府がまずやらなければならなかったのは、消費税廃止を願う国民の声に耳を傾け、それを誠実に反映することでありました。消費税は本来、無条件に廃止すべきものです。しかるに政府は、ごまかしの見直し案を国会に上程し、それが本院で成立しないことを十分承知の上で押し切ろうとしています。このような政府のやり方は断じて容認できるものではありません。

反対理由の第二は、世界の流れに反し、軍事費を異常に突出させていることであります。

先日の米ソ首脳会談では、戦略兵器削減交渉で基本的な合意が成立し、年内調印の運びとなりました。合意の完全実施が七年後に先送りされると、完全実施されても巨大な核戦力が残るなど、幾つかの問題点はありますが、核兵器の一定の削減が実現できることは歓迎すべきことであります。

唯一の被爆国日本の政府としては、今こそ核兵器の禁止、廃絶を緊急の課題として掲げ、その実現の先頭に立つべきであります。

本予算案で軍事費の額は初めて四兆円を突破しました。しかも、それはP3C対潜哨戒機、F15戦闘機など正面装備の驚くべき強化を内容としています。しかも、アメリカ政府はわざわざ法律までつくって、我が国の軍事費とODAの合計額を三年間にNATO並み、すなわち現在の三倍に引き上げようことを要求しています。前代未聞の内政干渉と言わなければなりません。ところが、海部内閣はこれにできるだけの努力を約束しているのではありません。

これらの根源に対米従属の日米安保条約があることを我が党は一貫して指摘してきました。これはソ連を仮想敵国とし、外部の侵略から日本を守ることを唯一の口実として結ばれた軍事同盟です。しかし、当のアメリカが対ソ接近政策をとって、ソ連の脅威は戦後最低だと言っています。政府が固執しているソ連脅威論の実体のなさはますます明らかになってきました。虚構の上に積み上げられた膨大な軍事予算を到底認めることはできないのであります。

私は、軍事予算を二兆円以上削減し、その財源で福祉や教育の充実強化を図ることを要求します。新軍拡計画の策定作業は直ちに中止すべきです。安保条約上何の義務もない在日米軍への思いやり予算は全額削減すべきであります。

反対理由の第三は、空前の大もうけをしている大企業には大盤振る舞い、国民には依然として生活破壊の予算を押しつけていることであります。今年三ヶ月の大企業の決算は鉄鋼大手六社で経

常利益約六千億円、前期に比べて九・四増と、史上最高を記録しました。大手総合商社九社の売上額はおよそ三十兆円、これまでの最高を三二・一％も上回りました。ところが、これらの大企業には法人税の基本税率を四〇％から三七・五％に引き下げ、資本金十億円以上の大企業は合計一兆円の減税を受けることになっています。さらに、新設される製品輸入促進税制によって初年度だけで六百五十億円の減税を認めようとしています。

反面、労働者は過労死という言葉に象徴されるように、耐えがたい長時間、超過労働を強いられています。社会保障関係費は、当然増と国庫負担繰り入れ再開などの経費を除けば実質マイナスにされています。しかも、公約違反の消費税によって、国民は四人家族一世帯当たり年間十万円以上の新たな負担を余儀なくされているのであります。

さらに、政府は金権政治に対する国民の怒りを逆手にとって、小選挙区比例代表制を導入しようとしています。これは、四割台の得票で八割の議席と言われるように、自民党一党独裁の政治の永続化をねらったものであります。選挙制度で基準としなければならぬのは、国民の声がいかに正確に議席に反映されるかです。そのために必要なのは、既に国会決議にもなっている議員定数の速やかな是正であります。小選挙区制と一体のものとして提起されている政党法は、結社の自由を踏みにじり、国家権力による政党への介入を許すもので、反対党禁圧の危険さえはらんでいます。絶対に認めることはできません。

最後に、私はリクルート疑惑の解明に関して一言申し上げます。

予算委員会では、深谷郵政大臣に対して猛省を促すとともに、引き続き全容の解明と政治的、道義的な責任をとることを求める委員長見解が各党の合意のもとに示されました。海部内閣と深谷郵政大臣は、委員長見解を厳粛に受けとめ、我が党が要求していた証人喚問を初め資料の提出など、疑惑解明に積極的な姿勢を示し、政治的、道義的責任をとるべきであります。我が党は、今後とも引き続きこの問題を厳しく追求していくことを明らかにしておくものであります。

以上、私は本予算案に強く反対の意思を表明して、討論を終わります。(拍手)

○副議長(小山一平君) 栗森喬君。

〔栗森喬君登壇、拍手〕

○栗森喬君 私は、連合参議院を代表して、平成二年度予算案に対して反対の討論を行います。私も連合参議院は、今回初めて当初予算の審議に参加いたしました。また、海部内閣にとっても初めての予算作成でもあります。その海部内閣の作成した元年度大型補正予算は、選挙向けとしかとれない、あるいは財政法上の疑義が多く指摘されています。その後も長期暫定予算、さらにその上に暫定予算の補正という極めて変則的なものばかりでございました。しかも、平成二年度予算は、総選挙前に出した原案とはほとんど同じものを再提出したのであります。総選挙が民意の反映だとするならば、幾つかの修正を行うのが当然の道理であります。予算案は生活福祉の充実を求める国民有権者の期待と信頼にこたえたものにならなければならないのであります。

以下、次のとおり予算に反対する理由を申し上げます。

まず第一の理由は、歳入、とりわけ消費税存続を前提にした税収のあり方の不可解さであります。

平成元年度補正予算及び二年度暫定予算の提出に当たって、所得税税収の増額修正を行いました。私も決意して消費税を認めるわけではありませんが、当時の竹下内閣は消費税導入に当たって、その見返りに大幅所得減税を公約したのであります。ところが、平成元年度の源泉所得税の税収見込みをとっても、当初の見込みより一兆五千億円以上の増収になろうとしているのであります。源泉所得者などへの税率変更などによって減税はしたのですが、裏腹に総額で増税ということとは納得できません。経済の好況という他動的な要素があったとしても、多くのサラリーマンにとって減税の実感がない大きな要因になっているのであります。

所得減税を公約したのでありますから、例えば源泉所得税の増収になった分はサラリーマン、勤労者へ何らかの形で戻し減税を実施すべきであります。ところが、予算審議を通じての政府の見解は、言を左右にして、国債発行残高が百六十四兆円に上ることと特例公債償却を持ち出して、減税に対しては終始否定するだけでありました。国民多数のサラリーマン、勤労者は名目上の減税では納得しておりません。勤労者所得減税を強く求めるものであります。

この際、国債発行残高についても言及をしておきます。本問題は、政府・自民党の長期にわたる財政運営の誤りと、自民党の支持基盤に対する租税特別措置の乱用によるものが大きな原因であります。

本問題に対する反省と政治責任をあいまいにしたまま、平成二年度予算を成立させようとするやり方には到底承服できません。

歳入に関連して、消費税について改めて意見を申し上げます。

過ぐる総選挙で政府・与党は消費税見直し案が支持されたから自民党が勝利した、そのような主張をしています。決してそうではございません。初めに消費税ありきの自民党が争点隠しをしたからであって、消費税が認知されたという手前勝手な解釈を認めるわけにはいきません。予算編成に当たって、歳入の重要項目である消費税の取り扱いをあいまいにしたままの予算編成は、見直しの既成事実化であり、到底容認できないことを改めて申し上げます。

第二の反対の理由は、国民生活、福祉の充実が歳出面で極めて不十分なことであります。

平成二年度予算では、老人福祉を柱とする在宅福祉への転換と充実が強調されています。在宅福祉政策の趣旨には賛成であります。ところが、予算での視点でとらえると、お年寄りを初めハンディ、障害を持った人々への経済的な負担をそれらの家庭と地方自治体に結果としてしわ寄せしようとしていると思えます。高齢化社会へ向けてより議論を深めるべきですが、政府の対応は、深めるのではなく、逃げの姿勢としか映りません。高齢者だけではなく、ハンディを持つすべての人々が地域社会で生きるための政策の確立と歳出は十分ではありません。このような福祉への政府予算編成に反対し、改めて反省を求めるものであります。

第三の反対の理由は、防衛費予算であります。

總理を初め海部内閣の皆さんは、世界の中の日本とか国際化時代とよく言われます。東西ベルリンの壁の崩壊や韓ソ国交樹立に象徴されるように、世界は軍縮と緊張緩和に向かっています。平成二年度予算の防衛費は、五年前の対ソ脅威、緊張を前提とした中期防衛計画に基づいたものであります。五年前と今日では国際情勢は大きく変化しているものであります。平成二年度防衛費はシーリング枠を突破し、四兆円を超えるものであり、到底認めることはできません。

第四の反対の理由は、住宅政策を初め国民生活への配慮が不十分であることにあります。

本予算審議を通じて、かなりの論議が住宅政策に集中しました。それにもかかわらず、本問題は資産格差、税制問題に一つの問題提起にはなりませんが、大都市を中心とするサラリーマンの住宅への夢や要望が、予算、政策のいずれからも具体化していません。これからの論議に一定程度期待する気持ちもありますが、基本は政府・自民党の土地政策の誤りであることを念頭に置き、改めて問題提起する決意を申し上げておきます。

そのほかに、日米構造協議によって生ずる消費者保護政策の欠落、整備新幹線、通勤地獄など公共交通政策への歳出の不十分さ、ODA関係予算に対する不明朗さも予算案に反対する理由であります。

今度の予算審議を通じて、直接的、間接的に重要な問題が論議をされました。

その一つは、深谷郵政大臣をめぐるリクルート疑惑についてであります。各党各会派からの疑問に対して何らの説明にもなっていない。知らない、わからないですべてを済ませようとする深谷郵

政大臣を初め政府・自民党は、政治倫理とは何か、リクルート問題がもたらした本質とは何かについて全く理解をしていないと断言ざるを得ません。政治家の倫理とは、特に金にかかわる疑惑はみずから進んで積極的に説明すること、説明できない場合は責任をとるのが筋であり、モラルだと思います。我々は裁判をやっているのではありません。疑惑をただし、倫理を求めているのであります。自民党のけじめとはいかにいいかげんであるか、本問題を通じて明らかになったと思います。

最後に、この間の国会のあり方について意見を申し上げます。

日本国憲法は二院制度を明文化しています。二院制度では、衆議院と参議院で与野党議席が異なることを想定しています。本予算三案の審議が議了すれば、いよいよ関連法案の審議が本格化します。私も連合参議院は、予算に反対した趣旨と経過を大切に、これまでの両院協議会のあり方を問い直し、法案審議を行う決意であります。参議院だけに議席を持つ会派として、その存在意義を明確にして対応する決意を申し上げます。

以上、予算三案に反対する理由と今後の決意を申し上げます。反対討論を終ります。(拍手)

○副議長(小山一平君) 寺崎昭久君。

〔寺崎昭久君登壇 拍手〕

○寺崎昭久君 私は、民社党・スポーツ・国民連合を代表し、ただいま議題となっております平成二年度予算三案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、国民の生活向上や消費者の利益より供給者側の権益を優先させた従来からの硬直的、固定的な予算編成が踏襲され、今日的

課題の解決にはほど遠い予算案となっていることとあります。

我が党は、夢と希望のある二十一世紀を切り開き、国民一人一人が自分らしいライフスタイルと生きがいをもっていけるような豊かな社会を創造するために、生活先進国型予算を編成するよう強く求めてまいりました。すなわち、インフレ防止と内需主導の実質五％経済成長の確保、住環境改善等の社会資本整備、資産格差の是正、文化・教育・スポーツ政策の充実と労働時間の短縮などに資する政策を講じるよう強く求めてまいりました。

〔副議長退席、議長着席〕

しかるに本予算案は、旧来の陋習や前例にこだわりの、社会の変化や国民のニーズを無視した数字のつじつま合わせにとどまり、到底国民の期待にこたえ得るものになっておりません。とりわけ、歳出項目の中核をなす一般公共事業費の配分に至っては、政府・自民党の時代認識のずれと政策立案能力の問題点を端的に示しております。すなわち、この数年、各省庁間の配分の割合は一定で、全く変わっていないのであります。

ところで、もし民間企業であって、部門ごとの営業費や設備投資額の比率を一定不変とする経営方針をとっている企業があるとしたら、それはどんな命運をたどるであらうでしょうか。経営者に進取の気性が乏しく、顧客のニーズに鈍感で、技術革新や開発を怠り、新しい事業の展開に意欲を示さず、ただ古い慣行やのれんだけにしがみついているとすれば、その企業が危殆に瀕することは明白であります。これでは経営とは言えません。この民間企業ではあり得ないことが自民党政府内では

当たり前のこととしてまかり通っていることを厳しく指摘しなければなりません。

信なくとも立つという幻想と錯覚を持ち続け、国民の幸せより利権温存、利益誘導を優先させ、旧態依然とした予算案を編成している歴代自民党内閣に対し、強い憤りをあらわしたいわけでありす。これでは、日米構造協議で社会資本整備の着実な推進を図るという我が国政府の対応も、全く説得力を持たないものになってしまします。

政府は総額四百兆円にも上る公共投資十カ年計画の策定に取り組んでおりますが、これまでのやり方を踏襲すれば国民の青血をむだにしてしまいうおそれさえあります。とりわけ、権限が各省庁にまたがる土地問題や内外価格差問題については、それぞれの省庁が省益に抵触しない範囲でほとんどに首を突っ込んでいくというのが実態であり、事態は一向に改善いたしておりません。

総理大臣の指導性とは一定何なのであります。うか。国家、国民の利益を守るため、また国際社会に向かって我が国の主張を貫くため、時には省庁のエゴを抑え、みずからの理想を強力に実現することも総理に課せられた重要な責務ではないでしょうか。この際、私は海部総理のリーダーシップに大いなる疑問を呈さざるを得ないのであります。

反対の第二の理由は、行財政改革促進策がほとんど盛り込まれていない点であります。

これまで政府・自民党が着手した行革の中で評価できるものといえば、電電公社、国鉄、専売公社の民営化くらいのものであります。しかも、海部内閣に至っては、近年の好景気を隠れみのにして行革から完全に手を引いてしまっているかのこ

ときありさまであります。もはや自民党は行革の意欲を失ったと言わざるを得ないのであります。唯一我が国における行政改革を主張している民社党として、劇的な行政改革の断行を強く求めるものであります。

まず、政府・自民党がつくり上げてきた物・金万能、官僚主導の経済社会構造を改め、小さな政府、民間主導、そして額の汗が正しく報われる公平、公正な社会を再構築すべきことを強調したいのであります。そのためには、まず各省庁の許認可権を徹底的に圧縮し、既に役割を終えたものを中心に補助金を抜本的に見直し、政官財癒着を根絶すべきであります。また、二重行政のもととなつてゐる地方出先機関の非現業部門を廃止し、中央官庁の役割・機構を見直し、特殊法人を整理合理化することが何よりも求められております。

行政に新風を吹き込むため、キャリア、ノンキャリア別、各省庁別採用を改め、公務員の共同採用方式を導入し、同時に省庁間異動を行い、もって適材適所の人事を行い、さらには民間からもどんどん有為な人材を登用すべきであります。

また、地方に権限と財源を大幅に移譲し、国が地方行政に口出ししない体制をつくることを求められております。

財政再建についても、平成元年度赤字国債脱却以降の明確な目標が定められておりません。隠れ借金を含めた国の債務の返済計画を早急に策定し、政府保有の株や土地などの売却益を優先的に国債返還に充てるべきであります。

以上の視点に立った行政改革五カ年計画を策定し、直ちに実行に移すことを海部内閣に強く要

求するとともに、長期暫定予算を編成するなど与党の無為無策により予算案の審議日程が大幅にくれた問題を指摘し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(土屋義彦君) これより三案を一括して採決いたします。

表決は記名投票をもつて行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(土屋義彦君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(土屋義彦君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(土屋義彦君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十一票
白色票 百十票
青色票 百三十一票
よつて、三案は否決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

青木 幹雄君	井上 吉夫君
井上 章平君	井上 孝君
井上 裕君	伊江 朝雄君
石井 一二君	石井 道子君
石川 弘君	石原健太郎君
石渡 清元君	板垣 正君
岩崎 純三君	上杉 光弘君
遠藤 要君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大河原太一郎君
大木 浩君	大島 友治君
大城 眞順君	大鷹 淑子君
大塚清次郎君	大浜 方榮君
岡田 広君	岡野 裕君
岡部 三郎君	長田 裕二君
加藤 武徳君	狩野 明男君
鹿熊 安正君	梶原 清君
片山虎之助君	鎌田 要人君
川原新次郎君	木宮 和彦君
北 修二君	久世 公麿君
香掛 哲男君	熊谷太三郎君
倉田 寛之君	木暮 山人君
後藤 正夫君	佐々木 満君
斎藤栄三郎君	斎藤 十朗君
斎藤 文夫君	坂野 重信君
山東 昭子君	清水嘉子君
下稻葉耕吉君	下条進一郎君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
鈴木 省吾君	鈴木 貞敏君
世耕 政隆君	関口 恵造君
田沢 智治君	田代由紀男君
田中 正巳君	田辺 哲夫君

反対者(青色票)氏名

田村 秀昭君	高木 正明君
高橋 清孝君	竹山 裕君
谷川 寛三君	名尾 良孝君
中曾根弘文君	中村 太郎君
仲川 幸男君	永田 良雄君
永野 茂門君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野村 五男君	長谷川 信君
服部 安司君	初村滝一郎君
鳩山威一郎君	林田悠紀夫君
原文兵衛君	平井 卓志君
平野 清君	福田 宏一君
藤井 孝男君	藤田 雄山君
二本 秀夫君	前島英三郎君
前田 勲男君	松浦 功君
松浦 孝治君	宮崎 秀樹君
宮澤 弘君	向山 一人君
村上 正邦君	本村 和喜君
守住 有信君	森山 眞弓君
柳川 覺治君	山岡 賢次君
山崎 竜男君	山本 富雄君
吉川 博君	吉川 芳男君
秋山 肇君	野末 陳平君
星野 用市君	沢田 一精君
会田 長栄君	青木 新次君
赤桐 操君	穂山 篤君
一井 淳治君	糸久八重子君
甞 正敏君	稲村 稔夫君
岩本 久人君	上野 雄文君
小川 仁一君	及川 一夫君

大淵 絹子君	大森 昭君
堀原 敬義君	粕谷 照美君
菅野 壽君	喜岡 淳君
北村 哲男君	久保 巨君
久保田真苗君	日下部代子君
國弘 正雄君	栗村 和夫君
佐藤 三吾君	櫻井 規順君
清水 澄子君	篠崎 年子君
庄司 中君	菅野 久光君
鈴木 和美君	瀬谷 英行君
田淵 勲二君	竹村 泰子君
谷畑 孝君	谷本 巍君
種田 誠君	千葉 景子君
對馬 孝且君	角田 義一君
田 英夫君	望本 曉子君
西岡瑠璃子君	西野 康雄君
野田 哲君	野別 隆俊君
浜田 萬三君	肥田美代子君
深田 肇君	福岡 知之君
瀨上 貞雄君	細谷 昭雄君
堀 利和君	前畑 幸子君
松前 達郎君	松本 英一君
三上 隆雄君	三石 久江君
村沢 牧君	村田 誠醇君
本岡 昭次君	森 暢子君
矢田部 理君	安恒 良一君
安永 英雄君	山口 哲夫君
山田 健一君	山本 正和君
吉田 達男君	渡辺 四郎君
猪熊 重二君	及川 順郎君
太田 淳夫君	片上 公人君
刈田 貞子君	黒柳 明君

木庭健太郎君	白浜 一良君
高木健太郎君	高桑 栄松君
常松 克安君	鶴岡 洋君
中川 嘉美君	中西 珠子君
中野 鉄造君	針生 雄吉君
広中和歌子君	三木 忠雄君
峯山 昭範君	和田 教美君
諫山 博君	市川 正一君
上田耕一郎君	小笠原貞子君
神谷信之助君	沓脱タケ子君
近藤 忠孝君	高崎 裕子君
立木 洋君	橋本 敦君
林 紀子君	山中 郁子君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
栗森 喬君	井上 哲夫君
池田 治君	磯村 修君
乾 晴美君	笹野 貞子君
新坂 一雄君	高井 和伸君
中村 鋭一君	古川太三郎君
星川 保松君	山田耕三郎君
足立 良平君	井上 計君
勝木 健司君	小西 博行君
三治 重信君	田淵 哲也君
寺崎 昭久君	山田 勇君
今泉 隆雄君	喜屋武眞榮君
下村 泰君	西川 潔君
宇都宮徳馬君	紀平 梯子君
小山 一平君	

○議長(土屋義彦君) ただいまの結果、平成二年度一般会計予算外二案について、本院は衆議院が

ら両院協議会を求められることとなります。

○議長(土屋義彦君) 日程第一 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

日程第二 天皇陛下御即位記念のための十万円

の貨幣の発行に関する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井孝男君。

審査報告書

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成二年六月一日

大蔵委員長 藤井 孝男

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際金融公社及び国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、我が国が両機関に対し、追加出資ができるようにするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う国際金融公社への増資限度額は約二千三百七十四万ドル(平成二年度一般会計歳出予算に三十二億二千九百万円が計上)であり、また、国際開発協会への増資限度額は約四千三百三十一億円(全額通貨代用国庫債券で出資)である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 開発途上国の発展を支援していくため、世界経済における我が国の立場等を考慮しつつ、引き続き、国際機関等に対する資金面、人材面等についての協力を推進し進めるとともに、世界経済の持続的な発展と調和ある対外経済関係の形成に努めること。

一 国際機関による融資等に当たっては、開発途上国における国民生活の安定・向上、経済の自立的発展及び世界的な環境保全の確保等が積極的に行われるよう努めること。

右決議する。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成二年五月二十五日

参議院議長 土屋 義彦殿
衆議院議長 櫻内 義雄

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

4 前三項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、二千三百七十三万八千合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

10 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千三百三十一億二千八百四十八万円の範囲内において、出資することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月一日

大蔵委員長 藤井 孝男

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、天皇陛下御即位を記念するため、十萬円の貨幣を発行できるとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴う貨幣回収準備資金からの平成二年度一般会計への繰入額は、約千億円と見込まれている。

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年五月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律

第一条 政府は、天皇陛下御即位を記念するた

め、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第五条第二項に規定するもののほか、十萬円の貨幣を発行することができる。

第二条 前条の規定により発行する貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第四条、第五条第三項及び第六条から第十条までの規定を適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔藤井孝男君登壇、拍手〕

○藤井孝男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、開発途上国に対する開発援助機関である国際金融公社及び国際開発協会への出資の額がそれぞれ増額されることとなるに伴い、我が国が、国際金融公社に対して二千三百七十三万八千ドルの追加出資を、また、国際開発協会に対して約四千三百三十一億円の追加出資を行い得るよう所要の措置を講じようとするものであります。

なお、この追加出資により、国際金融公社に対する我が国の出資シェアは第五位から第二位に引き上げられることとなります。

次に、天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案は、天皇陛下の御即位を記念して、特別に十萬円の貨幣を発行できるとするとともに、本貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の關係条文を適用

し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、IMF等国際機関への出資シェア上昇に伴う我が国の役割、援助対象国の実情に即した援助のあり方、金貨偽造事件の概要と捜査の状況、記念金貨を法定通貨とすることの適否等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より両法律案に対し反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正案について附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。まず、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

日程第四 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

日程第五 簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長青木新次君。

審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月五日

通信委員長 青木 新次

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金の一元化並びに加入者に対する保障内容の充実を図るため、郵便年金制度を簡易生命保険制度に統合するとともに、保険金及

び年金の保障を一体として提供する簡易生命保険の制度を創設する等の改正を行うとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二年四月十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 契約

第一節 保険契約及び保険約款(第五条—第七條)

第二節 保険の範囲(第八条—第二十六條)

第三節 契約の関係者(第二十七條—第三十七條)

第四節 契約の成立(第三十八條—第四十七條)

第五節 保険料の払込み(第四十八條—第五十條)

第六節 保険金の支払(第五十一條—第五十六條)

第七節 契約関係者の異動(第五十七條—第六十一條)

第八節 契約の変更(第六十二條—第六十八條)

第九節 還付金の支払(第六十九條—第七十條)

第十節 契約の復活(第七十一條—第七十五條)

第十一節 保険金支払等の特例(第七十六條—第七十七條)

第十二節 雑則(第七十八條—第八十七條)

第三章 簡易生命保険審査会(第八十八條—第一百條)

第四章 加入者福祉施設(第一百一條)

附則

第二条中「郵政省」を「郵政大臣」に、「つかさどる」を「管理する」に改める。

第三条を削る。

第二条の二の見出し中「保険金等の」を削り、同条中「基く保険金」を「基づく保険金、年金」に改め、同条を第三条とする。

第二章中第五条の前に次の節名を付する。

第一節 保険契約及び保険約款

第五条第一項中「保険金」の下に「又は年金」を加え、同条第二項中「第十六条の三」を「第十三条」に改める。

第七条から第十三条までを削る。

第六条第一項中「法律」の下に「及びこの法律に基づき命令」を加え、「次の事項を定めた」を削り、各号を削り、同条第四項中「法律」の下に「この法律に基づき命令」を加え、「申込」を「申込み」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四

項とし、第二項の次に次の一項を加え、同条を第七條とする。

3 郵政大臣は、保険約款を定めるに当たつては、簡易生命保険が簡易に利用できる生命保険として国民に提供される制度であることに留意し、簡易生命保険の範囲及び保険契約による権利義務を明確にするとともに、分かりやすいものにするよう配慮しなければならない。

第五条の二中「因り」を「より」に改め、同条を第六條とする。

第十四条中「及び財形貯蓄保険」を「財形貯蓄保険、終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険」に改め、同条を第八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 保険の範囲

第十五条を第九條とし、第十五条の二を第十條とする。

第十六条中「因り」を「より」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第十一條とし、同条の次に次の一項を加える。

(家族保険)

第十二条 家族保険とは、一の保険契約において保険契約者(保険契約者の保険契約による権利義務を第五十九條第二項又は第三項の規定により承継した者を除く。)を主たる被保険者とし、その者の配偶者及び子のうち保険約款の定める者をその余の被保険者とする生命保険であつて、主たる被保険者及び配偶者たる被保険者につき次の事由のうち保険約款の定める事由が発生したことにより、子たる被保険者につき第二号に定める事由が発生したことによりそれぞれ保険金の支払をするものをいう。この場合にお

いて、配偶者たる被保険者に係る保険金の支払の事由のうち死亡以外のものは、主たる被保険者の死亡後のものに限るものとする。

一 その者が死亡したこと又はその者が死亡したことのほかその者の生存中に保険約款の定める期間が満了したこと。

二 その者がその保険期間の満了前に死亡したこと又はその者がその期間の満了前に死亡したことのほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したこと。

三 その者の生存中にその保険期間が満了し、若しくはその期間の満了前にその者が死亡したこと又はこれらの事由のほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したこと。

2 前項の子は、次に掲げる者に該当しないものでなければならない。

一 主たる被保険者について保険金の支払の事由(保険約款の定める期間が満了したことを除く)の発生後に、出生した者(その支払の事由が発生した当時胎児であつた者を除く)又は養子となつた者

二 年齢一月未満又は二十年以上の者

三 配偶者のある者

四 主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつてゐる者

第十六条の二を削る。
第六十八條第四項中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、第四章中同条を第百一条とする。

第三章中第六十七條を第百條とし、第六十六條を第九十九條とし、第六十五條を第九十八條とする。

第六十四條中「左の」を「次の」に改め、同条を第九十七條とする。

第六十三條を第九十六條とし、第六十二條を第九十五條とし、第六十一條を第九十四條とする。

第六十條中「第三條第一項の局長」を「郵政大臣」に改め、同条を第九十三條とする。

第五十九條の見出し及び同条第二項中「取下」を「取下げ」に改め、同条を第九十二條とする。

第五十八條第二項中「左の」を「次の」に改め、同条を第九十一條とする。

第五十七條第二項中「第五十五條及び郵便年金法第四十條」を「第八十八條」に改め、同条を第九十條とする。

第五十六條を第八十九條とする。

第五十五條第一項中「又は保険金受取人」を「保険金受取人又は年金受取人」に、「簡易生命保険郵便年金審査会」を「簡易生命保険審査会」に改め、同条第二項中「又は保険金受取人」を「保険金受取人又は年金受取人」に改め、同条を第八十八條とする。

第三章 簡易生命保険郵便年金審査会を「第三章 簡易生命保険審査会」に改める。

第五十四條の二を削る。

第五十四條中「保険金」の下に「年金」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、第二章中同条を第八十七條とする。

第五十三條第二項中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第一号中「引下」を「引下げ」に改め、同項第二号中「引上」を「引上げ」に改め、同

項第三号中「引下」を「引下げ」に改め、同条を第八十六條とする。

第五十二條の三中「始めから」を「初めから」に改め、同条を第八十五條とする。

第五十二條の二第四号中「保険約款」を「保険約款の」に改め、同条を第八十四條とする。

第五十二條中「保険金」の下に「年金」を加え、同条を第八十三條とする。

第五十一條中「保険金」の下に「年金」を加え、同条を第八十二條とし、同条の前に次の一條を加える。

(差押禁止)
第八十一條 次に掲げる保険金を受け取るべき権利は、差し押さえることができない。

一 被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金

二 被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合の保険金

三 第七十六條の規定により支払う場合の保険金

四 特約に係る保険金

2 第五條第一項の年金を受け取るべき権利は、差し押さえることができない。ただし、その支払期における金額の二分の一に相当する額を超える額を受け取るべき権利を差し押さえる場合及び国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押さえる場合は、この限りでない。

第五十條を削る。

第四十九條中「保険金」の下に「年金」を加え、同条を第八十條とする。

第四十八條中「被保険者たる子」を「子たる被保険者」に改め、同条を第七十九條とする。

第四十七條第一項中「又は保険金受取人」を「保険金受取人又は年金受取人」に改め、同条第二項中「保険料払込み」を「保険料払込み」に改め、同条を第七十八條とする。

第四十六條中「減額」の下に「又は年金額の減額(年金支払事由発生日の前日までに限る。)」を加え、同条を第七十七條とし、同条の前に次の節名を付する。

第十二節 雜則

第四十五條第一項中「終身保険」の下に「並びに終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険」を、「当該保険契約」の下に「(年金支払事由発生日以後に当該通知があつたときは、終身年金保険に終身保険の保険契約にあつては終身年金保険に係る部分、定期年金保険に終身保険の保険契約にあつては定期年金保険に係る部分、夫婦年金保険に終身保険の保険契約にあつては夫婦年金保険に係る部分をそれぞれ除く。)」を加え、「第三十一條」を「第五十一條」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項本文の場合において、第三十三條第一項第一号中「配偶者たる被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と、同条第二項第二号及び第五十五條第一項第二号中「被保険者の遺族」とあるのは「被保険者」と読み替へるものとする。

第四十五條を第七十六條とし、同条の前に次の節名を付する。

第十一節 保険金支払の特例

第四十四條第一項中「因らない」を「よらない」に改め、同条第二項中「被保険者たる子」を「子たる

被保険者に、「因り」を「より」に改め、同条を第七十五条とする。

第四十三条中「第二十条から第二十三条まで、第二十六条、第二十七条及び第四十八条」を「第三十八条から第四十一条まで、第四十六条、第四十七及び第七十九条」に、「第二十七条第一項中「特約を」第四十七条第一項中「及び特約」に、「終身保険」を「終身保険」に改め、同条を第七十四条とする。

第四十二条第一項中「始めから」を「初めから」に改め、同条第三項中「被保険者たる配偶者又は子」を「配偶者たる被保険者又は子たる被保険者」に、「責」を「責め」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改め、同条を第七十三条とする。

第四十一条第一項中「申込」を「申込み」に改め、同条を第七十二条とする。

第四十条中「終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約」を「保険契約（財形貯蓄保険の保険契約を除く。）」に、「第二十八条第一項」を「第四十八条第一項」に、「主たる被保険者」を「主たる被保険者に」、「又は第二十八条第三項」を「又は同条第三項」に改め、「あつたとき」の下に「被保険者が年金支払開始年齢に達した日から年金を支払うこととする保険契約にあつては被保険者が年金支払開始年齢に達したとき（夫婦年金保険又は夫婦年金保険付家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達したとき）」を加え、同条を第七十一条とし、同条の前に次の一条、一節及び節名を加える。

（その他の契約の変更）

第六十八条 第六十二条及び第六十五条に規定す

る保険契約の変更以外の保険契約の変更については、保険約款の定めるところによる。

第九節 還付金の支払

（還付金の支払）

第六十九条 保険契約においては、保険契約の解除、失効若しくは変更の場合又は次の各号の区分に従い当該各号に定める場合には、保険約款の定めるところにより、保険契約者（保険契約者がいないときは、その相続人）に還付金を支払う。

一 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険若しくは財形貯蓄保険又は特約 保険金の支払の免責

二 家族保険又は夫婦年金保険 配偶者たる被保険者の資格の喪失

三 終身年金保険、定期年金保険、夫婦年金保険、終身年金保険付終身保険、定期年金保険付終身保険又は夫婦年金保険付家族保険 被保険者の死亡

四 特約 被保険者の死亡（保険金の支払の事由に該当しないものに限る。）

前項の還付金の額は、次の各号の区分に従い当該各号に定める額とする。

一 終身保険（終身年金保険付終身保険及び定期年金保険付終身保険を除く。）、定期保険、養老保険、家族保険（夫婦年金保険付家族保険を除く。）、又は財形貯蓄保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）に係る還付金 被保険者のために積み立てられた金額の百分の八十から百分の百までに相当する額の範囲内において、保険約款の定める額

二 前号に掲げる保険契約以外の保険契約（特約に係る部分を除く。）に係る還付金 被保険者のために積み立てられた金額と還付金の支払の事由が発生した日までに払い込むべき保険料とのいずれか多いものに相当する額の範囲内において、保険約款の定める額

三 特約に係る還付金 第一号に定める額

3 第一項第三号に掲げる簡易生命保険については、年金支払事由発生日から一定の期間内に被保険者が死亡した場合（夫婦年金保険又は夫婦年金保険付家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が死亡し配偶者たる被保険者がいない場合又は主たる被保険者が死亡している場合において配偶者たる被保険者が死亡した場合）においては、同項に規定する還付金の支払（特約に係る還付金の支払を除く。）に代えて、保険約款の定めるところにより、その残存期間中、保険契約者の相続人に継続して被保険者の生存について支払うことを約した年金の額に相当する額の年金を支払うものとすることができる。

4 第一項及び前項に規定する保険契約者の相続人は、第三十六条、第七十八条、第八十八条及び第九十一条の規定の適用については、保険契約者とみなす。

第七十条 財形貯蓄保険の保険契約においては、被保険者が死亡した場合において、その死亡が保険金の支払の事由に該当しないときは、前条の規定にかかわらず、保険約款の定めるところにより、当該保険契約に係る保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額に、保険期間に對する当該保険契約の効力発生後被保険者が死亡した時まで経過した期間の割合を乗じて得た額の範囲内において、保険金受取人に還付金を支払う。

第十節 契約の復活

第三十八条及び第三十九条を削る。

第三十七条の八第二項中「第十六条の四又は第十六条の五」を「第十八条又は第十九条」に改め、同条を第六十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

（準用規定）

第六十六条 特約変更契約については、第二十八条第二項、第三十二条、第三十八条、第四十二条、第四十五条、第四十六条及び第四十七条第三項の規定を準用する。この場合において必要な技術的諸替は、政令で定める。

第三十七条の七を削る。

第三十七条の六第一項中「特約が付されていない保険契約に特約を付するため、又は特約が付されている保険契約の当該特約に係る保険金額を増額するため」を「次に掲げる事項（特約に係るものに限る。）につき」に、「当該保険契約」を「保険契約」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第六十五条とする。

一 特約が付されていない保険契約への特約の追加

二 保険金額の増額

三 家族保険又は夫婦年金保険の保険契約に付されている特約に係る被保険者への配偶者たる被保険者の追加

四 前三号に掲げるもののほか、特約において国が負担した危険を増加させる事項であつて政令で定めるもの

第三十七条の五の見出し中「増額変更」を「増額等変更契約」に改め、同条中「増額変更契約」を「増額等変更契約」に、「第四十五条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条を第六十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(準用規定)

第六十三条 保険金額の増額等変更契約については、第二十八条第一項、第三十二条前段、第三十八条から第四十二条まで、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第四十八条第二項から第五項まで、第五十二条第一項及び第三項、第五十四条、第五十六条第一項(第二号から第四号までを除く。)並びに第六十九条第一項の規定を準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七條の四を削る。

第三十七條の三の見出し中「増額変更」を「増額等による変更」に改め、同条第一項中「保険金額(特約に係る部分を除く。)」の増額及びこれに伴う保険期間の延長をするため」を「次に掲げる事項(特約に係るものを除く。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 保険金額の増額(終身年金保険又は定期年金保険から終身保険、定期保険又は養老保険への変更及び夫婦年金保険から家族保険への変更を含む。)

二 保険期間の延長(定期保険又は養老保険から終身保険への変更を含む。)

三 前二号に掲げるもののほか、終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約において国が負担した危険を増加させる事項であつて政令で定めるもの

第三十七條の三第二項中「増額変更契約」を「増額等変更契約」に改め、同条を第六十二條とし、同条の前に次の一条及び節名を加える。

(保険金受取人の指定又はその変更)

第六十一条 終身保険、定期保険、養老保険又は財形貯蓄保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)(においては、保険契約者は、既に支払の事由が発生した保険金又は還付金に係る保険金受取人を除き、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができる。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を国に対して表示したときは、この限りでない。

2 前項の指定又はその変更は、国に通知しなければ、これをもつて国に対抗することができない。

3 第一項の指定又はその変更をする場合には、第二十八条第一項の規定を準用する。

第八節 契約の変更

第三十七條の二中「家族保険」の下に「又は夫婦年金保険」を加え、「被保険者たる配偶者又は子」を「配偶者たる被保険者又は子たる被保険者」に、「子」を「子たる被保険者」に改め、同条第一号中「取消」を「取消し」に、「又は配偶者」を「配偶者たる被保険者」に改め、「なつたとき」の下に、「又は配偶者たる被保険者が故意に主たる被保険者を殺したとき」を加え、同条第二号中「子が」を「子たる被保険者が」に、「取消」を「取消し」に改め、同条を第六十條とする。

第三十七條第一項中「又は養老保険」を、「養老保険、終身年金保険又は定期年金保険」に、「第三十八条第一項」を「第六十一条第一項」に、「場合には被保険者」を「場合にあつては、被保険者及び年金受取人」に、「因る」を「よる」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「家族保険」の下に「又は夫婦年金保険」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前項」を「家族保険の保険契約においては、前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加え、同条を第五十九條とする。

4 終身年金保険、定期年金保険、終身年金保険付終身保険又は定期年金保険付終身保険の保険契約においては、年金支払事由発生日(保険契約の効力が発生した日から年金を支払うこととする保険契約においてはその申込みを承諾したときは、その申込みの時)に、年金受取人が、保険契約者の保険契約による権利義務を承継する。

第三十六條の二第一項中「若しくは第二項」を削り、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条を第五十八條とする。

第三十六條第一項中「因る」を「よる」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、終身年金保険付終身保険又は定期年金保険付終身保険の保険契約にあつては、年金支払事由発生日以後は、この限りでない。

第三十六條第二項後段を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 終身年金保険又は定期年金保険の保険契約においては、保険契約者は、年金支払事由発生日の前日までに限り、第三者に保険契約による権利義務を承継させることができる。ただし、こ

これらの保険契約に特約が付されている場合にあつては、被保険者の同意を得なければならぬ。

第三十六條を第五十七條とし、同条の前に次の節名を付する。

第七節 契約関係者の異動

第三十五条第一項中「保険契約」を「終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約」に改め、同条第三号中「保険金受取人が」を「保険契約者の指定した保険金受取人が」に、「その者」を「その保険金受取人に」改め、同条第二項中「被保険者又は」の下に「保険契約者の指定した」を加え、同条第三項第二号中「保険金受取人が」を「特約の保険金受取人となるべき主契約の保険金受取人で保険契約者の指定したものが」に、「与えた」を「与え、当該傷害を直接の原因として被保険者が死亡した」に、「その者」を「その保険金受取人に」改め、同条を第五十六條とする。

第三十四條第一項第一号中「被保険者」を「被保険者」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「前項第二号」に改め、同条を第五十五條とする。

第三十三條の二中「第三十七條第一項若しくは第二項」を「第五十九條第一項」に改め、同条を第五十四條とする。

第三十三條第一項中「被保険者(特約が附されている保険契約にあつては、主契約に係る被保険者)」を「終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)」において、被保険者に改め、同条第二項中「第四十四條」を「第七十五條」に、「前項の規定」を「同項の規定」に、「少い」を「少ない」に改め、同条第三項中

「係る」を「おいては」、「に」、「因り」を「より」に改め、同条を第五十三条とする。

第三十二條第三項中「被保険者たる子」を「子たる被保険者」に改め、同条を第五十二條とする。

第三十一條第一項中「あるもの」の下に「家族保険の保険契約で保険約款の定めるもの」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、「(養老保険又は家族保険のうち保険約款の定めるものの保険契約にあつては、保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額)」を削り、「同額の下に」(保険金額を保険金の支払の事由又は期間の経過に応じて異なる額とする保険契約にあつては、当該保険金額に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定める額)を加え、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同条を第五十一條とし、同条の前に次の節名を付する。

第六節 保険金の支払

第三十條中「終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約」を「保険契約(財形貯蓄保険の保険契約を除く。)」に改め、「保険金受取人」の下に「又は年金受取人」を加え、同条を第五十條とする。

第二十九條中「附されている」を「付されている」に改め、「経過後」の下に「(保険料を一時に払い込む保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後)」を加え、同条を第四十九條とする。

第二十八條第三項中「第一項又は第二項」を「前二項に」、「第二十一條」を「第三十九條に」、「第二十二條第二項ただし書」を「第四十條第二項ただし書」に改め、同条第四項中「責」を「責め」に改め、同条第五項中「第二十三條」を「第四十一條」に改

め、同条を第四十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第五節 保険料の払込み

第二十七條第一項中「保険契約者が」の下に「終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の」を、「(保険事故)」の下に「終身年金保険、終身年金保険又は定期年金保険付終身保険の保険契約に係る被保険者の生存及び」を加え、同条第二項中「申込」を「申込み」に、「責」を「責め」に改め、同条を第四十七條とする。

第二十六條の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条中「保険契約者」を「終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約においては、保険契約者に」、「因る」を「よる」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四十六條とする。

2 終身年金保険、定期年金保険又は夫婦年金保険の保険契約においては、保険契約者又は被保険者の詐欺による特約は、無効とする。

第二十五條の二を第四十五條とする。

第二十五條第一項中「申込」を「申込み」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第四十四條とする。

2 保険証書に記載する事項は、保険約款の定めるところによる。

第二十四條中「申込」を「申込み」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十三條とする。

第二十三條の二中「保険金」の下に「又は年金」を加え、同条を第四十二條とする。

第二十三條第一項中「第二十一條」を「第三十九條」に、「附されている」を「付されている」に、「保険約款で」を「保険約款の」に改め、同条第二項中

「第二十一條第二項」を「第三十九條第二項」に改め、同条を第四十一條とする。

第二十二條第二項中「保険契約」を「終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約」に改め、同条第三項中「因る」を「よる」に改め、同条を第四十條とする。

第二十一條の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条第一項中「保険契約の申込」を「終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約の申込み」に、「因つて」を「よつて」に、「真実でない事」を「真実でないこと」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「被保険者たるその配偶者」を「配偶者たる被保険者に」改め、同条を第三十九條とする。

第二十條第二項中「又は家族保険の保険契約」を「若しくは家族保険の保険契約又は終身年金保険、定期年金保険若しくは夫婦年金保険の保険契約で特約を付するもの」に、「除く」を「除き、夫婦年金保険の保険契約にあつては、特約に係る被保険者となるべき者に限る」に改め、同条を第三十八條とし、同条の前に次の一節及び節名を加える。

第三節 契約の關係者

(財形貯蓄保険の保険契約者の制限)

第二十七條 財形貯蓄保険の保険契約においては、保険契約者は、被保険者で、かつ、勤労者財産形成促進法第二条第一号に規定する勤労者でなければならない。

(第三者を被保険者とする契約)

第二十八條 終身保険、定期保険又は養老保険にあつては、第三者の死亡により保険金を支払うことを定める保険契約をするには、その者の同意がなければならない。

2 終身保険、定期保険、養老保険、終身年金保険又は定期年金保険の保険契約で第三者を被保険者とするものに特約を付する場合には、前項の規定を準用する。

(第三者を保険金受取人とする契約)

第二十九條 終身保険、定期保険又は養老保険の保険契約(特約に係る部分を除く。において、第三者を被保険金受取人とすることができ、

2 財形貯蓄保険の保険契約においては、被保険者が死亡したことにより保険金を支払う場合の保険金受取人に限り、第三者を被保険金受取人とすることができ、

第三十條 保険契約においては、第三者を被保険金受取人とする場合又は第三十四條の規定により

第三者が年金受取人となる場合においても、保険契約者は、国に対し保険料を支払わなければならない。

(第三者の利益享受)

第三十一條 被保険金受取人又は年金受取人が第三者であるときは、その第三者は、当然に被保険契約の利益を受ける。

(家族保険の保険契約に係る配偶者の同意等)

第三十二條 家族保険の保険契約をするには、被保険者となる配偶者の同意がなければならない。家族保険又は夫婦年金保険の保険契約に配偶者を被保険者とする特約を付する場合も、同様とする。

(家族保険の被保険金受取人)

第三十三條 家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。において、次の者を被保険金受取人とする。

一 主たる被保険者につきその者が死亡したことに
により、又は配偶者たる被保険者につきその
者の生存中にその保険期間若しくは保険約
款の定める期間が満了したことにより保険金
を支払う場合にあっては、配偶者たる被保険
者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあっては、
主たる被保険者

2 前項の規定により保険金受取人となる者がな
い場合には、次の者を保険金受取人とする。

一 子たる被保険者につきその者の生存中にそ
の保険期間内の保険約款の定める期間が満了
したことにより保険金を支払う場合にあって
は、配偶者たる被保険者。ただし、配偶者た
る被保険者がいないときにあつては、保険金の
支払の事由に係る子たる被保険者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあっては、
保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族
3 前項第二号の遺族については、第五十五条第
二項から第五項までの規定を準用する。

4 次の者は、保険金受取人となることができな
い。

一 配偶者たる被保険者であつて故意に主たる
被保険者を殺したものである

二 子たる被保険者であつて故意に主たる被保
険者又は配偶者たる被保険者を殺したもので
ある

三 第二項第二号の遺族であつて故意に被保険
者、先順位者又は同順位者たるべき者を殺し
たものである

(年金受取人)

第三十四条 終身年金保険、定期年金保険、終身
年金保険付終身保険又は定期年金保険付終身保

險の保険契約においては、被保険者を年金受取
人とする。

2 夫婦年金保険又は夫婦年金保険付家族保険の
保険契約においては、主たる被保険者(主たる
被保険者の死亡後にあつては、配偶者たる被保
険者)を年金受取人とする。

(特約の保険金受取人)

第三十五条 特約においては、次の者を保険金受
取人とする。ただし、終身年金保険又は定期年
金保険の保険契約に付されている特約におい
て、保険契約者が、保険事故が発生する前に、
第一号本文に規定する場合の保険金受取人とし
て保険契約者を指定してその旨を国に対して表
示したときは、その表示したところによるもの
とする。

一 被保険者の死亡に係る保険金を支払う場合
にあつては、被保険者が不慮の事故等により
傷害を受けた時に死亡したとした場合に被保
険者の遺族となる者。ただし、被保険者が不
慮の事故等により傷害を受けた時に死亡した
とした場合に当該特約に係る主契約(当該特
約が付されている保険契約における第五條第
一項の契約に係る部分をいう。以下同じ。)に
おいて保険契約者の指定した保険金受取人又
は第三十三條第一項の規定により保険金受取
人となる者があるときは、その者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあっては、
被保険者

3 前項第一号の遺族については、第五十五条第
二項から第六項までの規定を準用する。

險契約者でなくなり、その後更にその指定がな
いときにおいては、同項第一号に規定する場合
の保険金受取人は、同号に規定するところによ
るものとする。

4 第一項ただし書の規定による指定(その変更
を含む。)をする場合には、第二十八條第二項の
規定を準用する。

(保険契約者又は保険金受取人の代表者)

第三十六条 同一の保険契約につき保険契約者又
は保険金受取人が数人あるときは、それらの者
は、各代表者一人を定めなければならない。こ
の場合には、その代表者は、当該保険契約につ
き、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人
を代理するものとする。

2 前項の代表者が定められないとき、又はその所
在が不明であるときは、当該保険契約につき保
険契約者の一人に対してした行為は、他の者に
対しても、その効力を有する。

(債務の連帯)

第三十七条 同一の保険契約につき保険契約者が
数人あるときは、当該保険契約に関する未払保
険料、貸付金その他に弁済すべき債務は、連
帯とする。

第四節 契約の成立

第十九條を第二十六條とし、第十八條を第二十
三條とし、同條の次に次の二條を加える。

(年金額)

第二十四條 年金の額(終身年金保険付終身保険、
定期年金保険付終身保険及び夫婦年金保険付家
族保険の保険契約に係るものを含む、第七十八
條の規定に基づく剰余の分配として年金額を増
加させる保険契約にあつては、当該増加させた

額を除くものとする。以下この条及び次条にお
いて同じ。)は、保険約款の定めるところによ
り、一年ごとに年五パーセントの割合を超えな
い範囲内において通増させるものとすることが
できる。

2 年金の額は、被保険者一人につき年額(前項
の規定により年金額を増加させる保険契約にあ
つては、年金の支払の事由が発生した日(以下
「年金支払事由発生日」という。)から始まる一年
の期間について支払う年金の年額とする。)七十
二万円を超えてはならない。

3 前項の年金の額には、次条の規定による配偶
者たる被保険者に係る年金の額は、これを算入
しない。

第二十五条 夫婦年金保険又は夫婦年金保険付家
族保険の保険契約においては、配偶者たる被保
険者に係る年金の額は、主たる被保険者に係る
年金の額に相当する額を超えない範囲内におい
て、保険約款の定めるところによる。

第十七條の三中「に係る保険金額は、前条に規
定する場合ごとに、主たる被保険者を「が死亡し
たことにより支払う場合の保険金額は、主たる被
保険者が死亡したことにより支払う場合」に、「で
定める」を「の定めるところによる」に改め、同条
を第二十二條とする。

第十七條の二中「除く」は「の下に、保険金の支
払事由が複数あるときは」を加え、「被保険者が死
亡したことにより支払う場合、保険期間が満了し
たことにより支払う場合、保険約款の定める期間
が満了したことにより支払う場合及び被保険者の
特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した
ことにより支払う場合のそれぞれにつき、」を「保

險金の支払の事由に於て」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十一条とする。

2 被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額(特約に係るものを除く。)は、保険約款の定めるところにより、期間の経過に応じて異なる額とすることができる。

第十七条第四項を削り、同条を第二十条とする。

第十六条の五を第十九条とする。

第十六条の四中「被保険者」の下に「(家族保険及び夫婦年金保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及び保険約款に定める被保険者。次条において同じ。)」を加え、「因り」を「より」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の三中「勤労者財産形成促進法」の下に「(昭和四十六年法律第九十二号)」を加え、同条を第十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

(終身年金保険)

第十四条 終身年金保険とは、保険契約の効力が発生した日又は被保険者が年金支払開始年齢に達した日から被保険者の死亡に至るまで年金の支払をするものをいう。

(定期年金保険)

第十五条 定期年金保険とは、保険契約の効力が発生した日又は被保険者が年金支払開始年齢に達した日から一定の期間、被保険者の生存中に限り、年金の支払をするものをいう。

(夫婦年金保険)

第十六条 夫婦年金保険とは、一の保険契約において保険契約者(保険契約者の保険契約による権利義務を第五十九条第二項の規定により承継

した者を除く。)を主たる被保険者とし、その者の配偶者(保険約款の定める要件に該当するものに限る。)をその余の被保険者とする生命保険であつて、主たる被保険者につき第一号に掲げる日からその者の死亡に至るまで、配偶者たる被保険者につき第二号に掲げる日からその者の死亡に至るまでそれぞれ年金の支払をするものをいう。

一 保険契約の効力が発生した日又は主たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日

二 主たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日以後に死亡した日の翌日又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日若しくは主たる被保険者が死亡した日の翌日のいずれか遅い日

(二)の簡易生命保険を一体として提供する取扱

第十七条 簡易生命保険については、次の各号に掲げる二の簡易生命保険を一体として提供することができる。

一 終身保険及び終身年金保険で被保険者を同じくするもの

二 終身保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの

三 家族保険及び夫婦年金保険で主たる被保険者及び配偶者たる被保険者を同じくするもの

2 前項第三号の家族保険は、主たる被保険者及び配偶者たる被保険者につき第十二条第一項第一号に定める事由が発生したことによりそれぞれ保険金の支払をするものでなければならぬ。

3 この法律に別段の定めがある場合を除き、第一項の規定により一体として提供される終身保険及び終身年金保険(以下「終身年金保険付終身保険」という。)若しくは同項の規定により一体として提供される終身保険及び定期年金保険(以下「定期年金保険付終身保険」という。)又は同項の規定により一体として提供される家族保険及び夫婦年金保険(以下「夫婦年金保険付家族保険」という。)については、それぞれ終身保険又は家族保険に関する規定を適用するものとする。

附則第三項中「第十四条から第十九条まで、第三十二条、第三十三条、第三十九条及び第四十四条」を「第八条から第二十六条まで、第五十二条、第五十三条、第六十九条及び第七十五条に、但し、第三十一条を」ただし、第五十一条に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行前に支払の事由が発生した保険金の支払については、なお従前の例によるものとし、この法律による改正後の簡易生命保険法(以下「新保険法」という。)第三章及び第四章の規定は、当該保険金に係る保険金受取人についても、適用する。

2 この法律の施行前に効力が生じた終身保険、定期保険又は養老保険の簡易生命保険契約(以下「保険契約」という。)であつてこの法律の施行の際現に年齢十年に満たない者を被保険者とするものは、保険契約者を保険契約者の指定した保険金受取人とする保険契約とみなす。

3 この法律の施行前に効力が生じた家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)については、新保険法第三十三条第二項第二号中「保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族」とあるのは、「主たる被保険者の配偶者、子たる被保険者又は保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族」とする。この場合において、保険金受取人となる者が数人あるときは、同号に掲げる順序により先順位にある者を保険金受取人とし、主たる被保険者の配偶者及び子たる被保険者は、保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族とみなして、同条第四項の規定を適用する。

4 新保険法第五十一条の規定により支払う保険金であつてこの法律の施行前に効力が生じた保険契約に係るものの保険金額については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に効力が生じた保険契約については、この法律による改正前の簡易生命保険法(以下「旧保険法」という。)第五十条の規定は、なおその効力を有する。

6 旧保険法第五十八条から第六十七条までの規定(次条の規定による廃止前の郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)第四十一条において準用する場合を含む。)により簡易生命保険郵便年金審査会が行つた審査の申立ての受理、審査の申立てに係る裁決その他の手続は、簡易生命保険審査会が行つた審査の申立ての受理、審査の申立てに係る裁決その他の手続とみなす。

(郵便年金法の廃止)

第三条 郵便年金法(以下「旧年金法」という。)は、廃止する。

(旧年金法の廃止に伴う経過措置)

第四条 前条の規定の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、次条から附則第九条までに定めるところによる。

(用語の定義)

第五条 この条から附則第九条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 郵便年金 旧年金法第二条に規定する郵便年金をいう。

二 郵便年金契約 旧年金法第二条の二に規定する郵便年金契約をいう。

三 年金契約 昭和五十六年九月一日以後に効力が生じた郵便年金契約をいう。

四 旧年金契約 昭和五十六年八月三十一日以前に効力が生じた郵便年金契約をいう。

五 終身年金 旧年金法に規定する終身年金又は郵便年金法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六十二号)附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法

附則第二項の規定による改正前の郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二十五号)以下「昭和五十六年改正法」という。)附則第十一条に規定する終身年金をいう。

六 定期年金 旧年金法に規定する定期年金をいう。

七 夫婦年金の年金契約 旧年金法第五条第三項の規定により、年金の支払の事由が発生した日(以下「年金支払事由発生日」という。)以後に年金受取人が死亡してもなお年金契約者の指定した年金受取人の配偶者(以下「指定配偶者」という。)の死亡に至るまでその者に継続して年金を支払うことを約した終身年金の年金契約をいう。

八 有期保証期間付年金契約 旧年金法第五条第三項の規定により、年金支払事由発生日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなおその残存期間中年金契約者若しくは年金受取人の指定した者又はこれらの者がいないときは旧年金法第二十二条に規定する者(以下「有期年金継続受取人」と総称する。)に継続して年金を支払うことを約した年金契約をいう。

九 特別還付金受取人 年金契約者の指定した返還金受取人であつて次に掲げるものをいう。

イ 年金契約者が指定の変更をしない旨の意思を国に対して表示した返還金受取人

ロ 年金の支払の事由が発生している年金契約に係る返還金受取人

十 特別年金継続受取人 次に掲げる有期年金継続受取人をいう。

イ 年金契約者の指定した有期年金継続受取人であつて年金の支払の事由が発生している年金契約に係るもの(ハに掲げる有期年金継続受取人に該当するものを除く。)

ロ 年金受取人の指定した有期年金継続受取人であつて年金受取人が指定の変更をしない旨の意思を国に対して表示したもの(ハに掲げる有期年金継続受取人に該当するものを除く。)

ハ この法律の施行の日の前日において現に年金を受け取るべき有期年金継続受取人であつて年金契約者又は年金受取人の指定したものの

ニ この法律の施行の日の前日において現に年金を受け取るべき有期年金継続受取人であつて旧年金法第二十二条に規定するもの

十一 夫婦年金特約 夫婦年金の年金契約に付されている年金特約であつて、旧年金法第五条の二第三項の規定により、指定配偶者に係る保険事故(不慮の事故若しくは第三者の加害行為により受けた傷害又はかかった疾病をいう。以下同じ。)について給付金を支払うことを約したものをいう。

十二 旧終身年金 昭和五十六年改正法第一条の規定による改正前の旧年金法(以下「昭和五十六年改正前の旧年金法」という。)に規定する保証期間即時終身年金若しくは保証期間附す、置終身年金又は旧年金法附則第四項の規定によりなお従前の例によるものとされる年金の種類のうち政令で定めるものをいう。

十三 旧定期年金 昭和五十六年改正前の旧年金法に規定する定期年金又は旧年金法附則第四項の規定によりなお従前の例によるものとされる年金の種類のうち政令で定めるものをいう。

十四 年金特約、年金特約変更契約、年金契約者、年金受取人、返還金受取人、掛金、給付金、返還金又は年金証書、それぞれ旧年金法に規定する特約、特約変更契約、年金契約者、年金受取人、返還金受取人、掛金、給付金、返還金又は年金証書をいう。

十五 年金保険契約 附則第七條第一項から第三項までの規定により保険契約となつた年金契約をいう。

十六 旧年金保険契約 附則第七條第四項の規定により保険契約となつた旧年金契約をいう。

(施行前の年金契約の申込み等)

第六条 この法律の施行前に受けた年金契約又は年金特約変更契約の申込みに対する承諾並びに承諾した場合における年金契約又は年金特約変更契約の成立及びその効力の発生については、なお従前の例による。この法律の施行前に旧年金法第十九条の規定によりその効力を失つた年金契約の復活についても、同様とする。

次に掲げる年金、給付金及び返還金の支払については、なお従前の例による。

一 この法律の施行前に支払の事由が発生した年金であつて、年金支払事由発生日からこの法律の施行の日の前日までの期間に係るもの

二 この法律の施行前に生じた保険事故に係る給付金

三 この法律の施行前に支払の事由が発生した返還金

八 前項の規定による給付金又は返還金は、支払に関する事務及び附則第十条の規定による改正後の簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)、附則第十六条の規定による改正後の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)その他の法令の規定の適用については、それぞれ新

者、年金受取人、返還金受取人、掛金、給付金、返還金又は年金証書をいう。

十五 年金保険契約 附則第七條第一項から第三項までの規定により保険契約となつた年金契約をいう。

十六 旧年金保険契約 附則第七條第四項の規定により保険契約となつた旧年金契約をいう。

(施行前の年金契約の申込み等)

第六条 この法律の施行前に受けた年金契約又は年金特約変更契約の申込みに対する承諾並びに承諾した場合における年金契約又は年金特約変更契約の成立及びその効力の発生については、なお従前の例による。この法律の施行前に旧年金法第十九条の規定によりその効力を失つた年金契約の復活についても、同様とする。

次に掲げる年金、給付金及び返還金の支払については、なお従前の例による。

一 この法律の施行前に支払の事由が発生した年金であつて、年金支払事由発生日からこの法律の施行の日の前日までの期間に係るもの

二 この法律の施行前に生じた保険事故に係る給付金

三 この法律の施行前に支払の事由が発生した返還金

八 前項の規定による給付金又は返還金は、支払に関する事務及び附則第十条の規定による改正後の簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)、附則第十六条の規定による改正後の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)その他の法令の規定の適用については、それぞれ新

者、年金受取人、返還金受取人、掛金、給付金、返還金又は年金証書をいう。

保険法の規定による保険金又は還付金とみなす。

4 この法律の施行前に生じた郵便年金の契約上の権利義務に関する事項（前三項の規定に係る事項を含む。）については、旧年金法第四十条及び第四十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧年金法第四十条第一項中「簡易生命保険郵便年金審査会」とあるのは「簡易生命保険審査会」と、旧年金法第四十一条中「第五十六条」とあるのは「第八十九条」と、「第五十八条から第六十七条まで」とあるのは「第九十一条から第一百条まで」と、「第五十八條第二項第三号」とあるのは「第九十一条第二項第三号」とする。

5 前項の規定は、年金保険契約に係る保険契約者、年金受取人、年金受取人、特別還付金受取人又は特別年金継続受取人には、適用しない。旧年金保険契約に係る保険契約者、年金受取人又は附則第九條第二項に規定する旧年金継続受取人若しくは還付金受取人についても、同様とする。

6 簡易生命保険審査会は、新保険法第九十条第二項に規定するもののほか、第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧年金法第四十条の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（郵便年金契約の取扱い）
第七條 次の各号に掲げる年金契約（前条第一項の規定により申込みの日において効力が生じ、若しくは変更されたものとみなされる年金契約又は初めからその効力を失わなかったものとみなされる年金契約を含む。、年金特約に係る部分を除く。）は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保険契約（特約に係る部分を除く。）となるものとする。この場合において、旧年金法の規定によつてした返還金受取人又は有期年金継続受取人の指定は、特別還付金受取人及び特別年金継続受取人の指定を除き、その効力を失うものとする。

（終身年金の年金契約）
一 終身年金の年金契約（夫婦年金の年金契約を除く。）年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする終身年金保険の保険契約
二 定期年金の年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする定期年金保険の保険契約
三 夫婦年金の年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を主たる被保険者とし、指定配偶者を配偶者たる被保険者とする夫婦年金保険の保険契約
四 有期保証期間付年金契約 新保険法第六十九條第三項の規定による年金の支払を約した保険契約

を除く。）は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保険契約（特約に係る部分を除く。）となるものとする。この場合において、旧年金法の規定によつてした返還金受取人又は有期年金継続受取人の指定は、特別還付金受取人及び特別年金継続受取人の指定を除き、その効力を失うものとする。

一 終身年金の年金契約（夫婦年金の年金契約を除く。）年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする終身年金保険の保険契約
二 定期年金の年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする定期年金保険の保険契約
三 夫婦年金の年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を主たる被保険者とし、指定配偶者を配偶者たる被保険者とする夫婦年金保険の保険契約
四 有期保証期間付年金契約 新保険法第六十九條第三項の規定による年金の支払を約した保険契約

2 前項各号に掲げる年金契約に付されている年金特約は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保険契約に付されている特約（夫婦年金特約にあつては、配偶者たる被保険者を特約に係る被保険者とする特約）となるものとする。

3 第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる日がこの法律の施行前である場合には、当該各号に掲げる日に当該各号に定める者が年金契約者の年金契約による権利義務を承継していたものとみなす。

1 年金支払事由発生日 年金受取人
二 年金受取人が死亡した日（夫婦年金の年金契約に限る。） 指定配偶者
4 次の各号に掲げる旧年金契約は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保険契約となるものとする。
一 旧終身年金の旧年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする終身年金保険の保険契約
二 旧定期年金の旧年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする定期年金保険の保険契約
5 第一項、第二項及び前項の場合において、年金又は特約に係る保険金の支払、保険料の払込みその他の保険契約による権利義務は、新保険法又はこの附則に別段の定めがあるもののほか、年金又は給付金の支払、掛金の払込みその他の年金契約又は旧年金契約による権利義務として国及び年金契約者が約したところによる。
6 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧年金法（昭和五十六年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその例によるものとされた昭和五十六年改正前の旧年金法を含む。）の規定によつてした掛金の払込み、年金、給付金若しくは返還金の支払、剰余金の分配その他の行為又は年金契約者に交付された年金証書は、新保険法の相当する規定によつてした保険料の払込み、年金、特約に係る保険金若しくは還付金の支払、剰余金の分配その他の行為又は保険契約者に交付された保険証書とみなす。
7 年金保険契約においては、保険契約者の請求があるときは、前項の規定により保険証書とみなされる年金証書と引換えに保険証書を交付する。旧年金保険契約においても、同様とする。（年金保険契約に関する特例）
第八條 前条第二項の規定により新保険法に規定する特約となつた年金特約が付されている年金保険契約（夫婦年金保険の年金保険契約、旧年金法の規定により年金契約者以外の者を返還金受取人に指定した年金保険契約及び年金の支払の事由が発生している年金保険契約を除く。）は、新保険法第三十五条第一項ただし書の規定により保険金受取人として保険契約者（年金契約者が数人ある場合において、旧年金法の規定によりそのいずれかの者を返還金受取人に指定した年金保険契約にあつては、そのいずれかの者）を指定してその旨を国に対して表示した年金保険契約とみなす。
2 夫婦年金保険の年金保険契約のうち保険契約者を主たる被保険者とし、年金受取人（以下この条において「特例夫婦年金保険の年金保険契約」という。）においては、保険契約者は、主たる被保険者に年金保険契約による権利義務を承継させることができる。ただし、当該年金保険契約に配偶者たる被保険者を特約に係る被保険者とする特約が付されている場合にあつては、配偶者たる被保険者の同意を得なければならぬ。
3 新保険法第五十七條第四項の規定は、前項の承継について準用する。
4 特例夫婦年金保険の年金保険契約において、年金支払事由発生日に、新保険法第三十四条第二項の規定による年金受取人が保険契約者の年金保険契約による権利義務を承継する。

5 特例夫婦年金保険の年金保険契約については、新保険法第六十五条の規定は、適用しない。

6 年金保険契約において、特別還付金受取人があるときは、新保険法第六十九條第一項中「保険契約者（保険契約者がないときは、その相続人）」とあるのは「簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）附則第五条第九号に規定する特別還付金受取人（以下単に「特別還付金受取人」という。）」と、新保険法第七十八條第一項並びに第八十八條第一項及び第二項中「又は年金受取人」とあるのは「年金受取人又は特別還付金受取人」と、新保険法第九十一条第二項第三号及び第一百一条第一項中「及び保険金受取人」とあるのは「保険金受取人及び特別還付金受取人」とする。ただし、特別還付金受取人が還付金の支払の事由が発生するまでに死亡したとき以後又は故意に被保険者を殺したとき以後は、この限りでない。

7 前条第一項第四号の規定により新保険法第六十九條第三項の規定による年金の支払を約したものとされる年金保険契約において、特別年金継続受取人があるときは、同項の規定による年金は、同項に規定する保険契約者の相続人に代えて、特別年金継続受取人に支払う。ただし、次に掲げる事由が生じたとき以後は、この限りでない。

- 一 特別年金継続受取人が死亡したとき。
- 二 特別年金継続受取人（附則第五条第十号イ又はロに掲げる者に限る。）が故意に被保険者を殺したとき。

三 特別年金継続受取人（附則第五条第十号ニに掲げる者に限る。）が次に掲げる者となったとき。

- イ 年金受取人の配偶者であった者であつて新たに婚姻した者（届出がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情に入つた者を含む。）
- ロ 年金受取人の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつた者であつてその親族関係の消滅した者

8 前項の場合において、新保険法第三十六條第一項中「又は保険金受取人が」とあるのは「保険金受取人又は簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）附則第五条第十号に規定する特別年金継続受取人（以下単に「特別年金継続受取人」という。）が」と、「又は保険金受取人を」とあるのは「保険金受取人又は特別年金継続受取人を」と、新保険法第三十七條中「保険契約者」とあるのは「保険契約者又は特別年金継続受取人」と、新保険法第七十八條第一項中「又は年金受取人」とあるのは「年金受取人又は特別年金継続受取人」と、新保険法第八十四條中「保険契約者」とあるのは「保険契約者又は特別年金継続受取人」と、新保険法第八十八條第一項及び第二項中「又は年金受取人」とあるのは「年金受取人又は特別年金継続受取人」と、新保険法第九十一条第一項中「及び保険金受取人」とあるのは「保険金受取人及び特別年金継続受取人」とする。

9 年金保険契約については、新保険法第七十八條第一項中「簡易生命保険事業の経営上剰余を生じたとき」とあるのは、「平成二年度以前に郵便年金事業の経営上生じた剰余があるとき又は平成三年度以後に簡易生命保険事業の経営上剰余を生じたとき」とする。

10 年金保険契約については、新保険法第七十八條第二項の規定は、適用しない。

11 年金保険契約については、旧年金法第三十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、年金、特約に係る保険金、還付金（特約に係るものを除く。）又は特約に係る還付金は、それぞれ旧年金法の規定による年金、給付金、返還金（年金特約に係るものを除く。）又は年金特約に係る返還金とみなす。

（旧年金保険契約に関する特例）

第九條 旧年金保険契約に係る年金又は還付金の支払、剰余金の分配、保険料の還付、保険契約者等に対する貸付けその他の取扱ひについては、新保険法第二章第二十四條第二項を除く。）の規定を適用せず、昭和五十六年改正前の旧年金法第二章（昭和二十四年五月三十一日以前に効力が生じた旧年金契約にあつては、昭和五十六年改正前の旧年金法第二章及び附則第四項）の郵便年金の例による。

2 旧年金保険契約において、旧年金継続受取人（前項の規定により昭和五十六年改正前の旧年金法に規定する年金継続受取人の例によつて年金を受け取るべき者をいう。）又は還付金受取人（同項の規定により昭和五十六年改正前の旧年金法に規定する返還金受取人の例によつて還付金を受け取るべき者をいう。）があるときは、新保険法第八十八條第一項中「又は年金受取人」とあるのは「年金受取人、簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）附則第九条第二項に規定する旧年金継続受取人（以下単に「旧年金継続受取人」という。）又は同項に規定する還付金受取人（以下単に「還付金受取人」という。）」と、新保険法第八十八條第二項中「又は年金受取人、旧年金継続受取人又は還付金受取人」とあるのは「年金受取人、旧年金継続受取人又は還付金受取人」とする。

下単に「旧年金継続受取人」という。）又は同項に規定する還付金受取人（以下単に「還付金受取人」という。）と、新保険法第八十八條第二項中「又は年金受取人」とあるのは「年金受取人、旧年金継続受取人又は還付金受取人」と、新保険法第九十一条第二項第三号中「保険金受取人」とあるのは「還付金受取人」と、新保険法第九十一条第一項中「及び保険金受取人」とあるのは「保険金受取人、旧年金継続受取人及び還付金受取人」とする。

（簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部改正）

第十條 簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

簡易生命保険特別会計法

第一条中「及郵便年金事業」及び「通シテ」を削る。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「保険勘定」を「本会計」に改め、「簡易生命保険事業経営上」を削り、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に、「同事業経営上」を「保険金、年金に」、「並ニ同事業」を「並ニ簡易生命保険事業」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「前二条」を「第三条」に改め、「簡易生命保険事業及郵便年金事業」及び「簡易生命保険事業」を削り、「此等ノ事業」を「簡易生命保険事業」に改める。

第七条中「保険勘定又ハ年金勘定」を「本会計」に改め、「当該勘定」を削る。

第七条ノ二中「保険勘定又ハ年金勘定」を「本会計」に、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に改める。

第八条中「各勘定」を「本会計」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 内閣ハ毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十七条中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改め、「当該出資ハ政令ヲ以テ定ムルコトニ依リ本会計ノ保険勘定又ハ年金勘定ヨリ為サレタルモノト看做シ」を削り、「帰属セシメ夫々当該各勘定ノ所属トス」を「帰属セシム」に改める。
(簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 簡易生命保険及郵便年金特別会計の平成二年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同会計の保険勘定及び年金勘定の平成二年度の決算上生ずる過剰は、これを簡易生命保険特別会計の積立金として積み立てるものとする。

2 この法律の施行の際、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定に所属する積立金並びに同会計の保険勘定及び年金勘定に所属する権利義務は、それぞれ、簡易生命保険

特別会計の積立金及び同会計の権利義務となるものとする。

(郵便貯金法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。

一 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第六十八条の第三項

二 港湾整備促進法(昭和二十八年法律第百七号)第五号

三 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第百二条第二項

四 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十五号)第二十四条第三項

五 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第四第二項

六 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第十条

七 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第八第二項

八 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第六条

九 地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号)附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条第二項

十 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十

五号)第八条

十一 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十二号)第四条第二項

(郵便法の一部改正)

第十三条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「郵便年金」を削る。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第十四条 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「簡易生命保険及び郵便年金」を「及び簡易生命保険」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十五条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「簡易生命保険及び郵便年金」を「及び簡易生命保険」に改める。

附則第四項中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に、「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に、「行なう」を「行う」に改める。

(郵便振替法の一部改正)

第十六条 郵便振替法の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「若しくは郵便年金」「若しくは年金契約」及び「若しくは掛金」を削り、「簡易生命保険等主管局」を「簡易生命保険主管局」に改め、「又は掛金」を削り、「簡易生命保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会

計」に改め、同条第二項中「簡易生命保険等主管局」を「簡易生命保険主管局」に改める。

第五十二条第一項中「還付金」を「年金、還付金」に改め、「郵便年金の年金契約に係る年金給付金、返還金、剰余金若しくは年金契約者に返還する掛金(以下「年金等」という。)(の支払を削り、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に、「簡易生命保険等主管局」を「簡易生命保険主管局」に改め、「年金等」を削り、「簡易生命保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改め、同条第二項中「簡易生命保険等主管局」を「簡易生命保険主管局」に、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に、「簡易生命保険及び郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改め、同条第三項中「簡易生命保険等主管局」を「簡易生命保険主管局」に改める。

(医療法の一部改正)

第十七条 医療法(昭和二十三年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第五項中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

(簡易郵便局法の一部改正)

第十八条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「簡易生命保険及び郵便年金」を「及び簡易生命保険」に改める。

第十条第一項中「郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)」を削る。

(簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改正)
第二十七條 簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

簡易保険福祉事業団法

第一条中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改め、「及び郵便年金」及び「及び郵便年金事業」を削る。

第二条及び第六條中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第十九條第一号中「第六十八條第一項及び郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)第四十二條第一項」を「第一百一条第一項」に改め、同条第二号中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。

第二十四條第三項中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改め、同条第四項中「簡易生命保険及郵便年金特別会計の歳入とし、政令の定めるところにより、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定又は年金勘定に帰属させるものとする」を「簡易生命保険特別会計の歳入とする」に改める。

第二十五條第一項中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。

第三十三條第一項中「又は郵便年金」を削る。
第三十九條中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

附則第七條第一項中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。

(簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八條 簡易保険郵便年金福祉事業団は、この法律の施行の日において、簡易保険福祉事業団となるものとする。

2 この法律の施行の際現に簡易保険福祉事業団という名称を使用している者については、前条の規定による改正後の簡易保険福祉事業団法第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 前条の規定による改正後の簡易保険福祉事業団法第二十四條第三項及び第四項の規定は、運用業務に係る勘定の平成三事業年度の損益計算上生じた利益に係る納付金から適用し、平成二事業年度の損益計算上生じた利益に係る納付金については、なお従前の例による。

4 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第二十九條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第三項第二号中「第二條の二(保険金等の支払の保証)」を「第三條(支払の保証)」に改め、「又は郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)第二條の二(年金等の支払の保証)」に規定する郵便年金契約を削る。

第六十一條第十号中「郵便年金契約又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。
別表第一第一号の表簡易保険郵便年金福祉事業団の項を次のように改める。

簡易保険福祉事業団	簡易保険福祉事業団法(昭和三十一年法律第六十四号)
-----------	---------------------------

(法人税法等の一部改正)

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第六條の二第一項第二号中「郵便年金契約を含む。以下この号及び第十一條において同じ。」及び「掛金」を削る。	第六條の二第一項第二号中「郵便年金契約を含む。以下この号及び第十一條において同じ。」及び「掛金」を削る。
第十一條中「掛金」を削る。	第十一條中「掛金」を削る。
第三十二條 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。	第三十二條 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。
題名中「並びに」を「及び」に改め、「及び郵便年金」を削る。	題名中「並びに」を「及び」に改め、「及び郵便年金」を削る。
第一條中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。	第一條中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。
第二條第一項中「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に改め、同条第二項第三号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。	第二條第一項中「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に改め、同条第二項第三号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。
第四條第二項中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に、「添付」を「添付し」に改める。	第四條第二項中「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に、「添付」を「添付し」に改める。
第三十三條 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。	第三十三條 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「簡易保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改める。
(日本電信電話株式会社法の一部改正)

第三十四條 日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第四項中「電信電話債券が」の下に「簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号) 附則第十條の規定による改正前の簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号) 第一條の」を加え、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に改める。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第三十五條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十七條第二項中「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」に、「簡易生命保険及郵便年金特別会計」を「簡易生命保険特別会計」に改め、同條第三項中「資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」を「資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」に改める。
(金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律の一部改正)

第三十六條 金融自由化対策資金の運用及び簡易

保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第一條中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第三條中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に改める。

第九條の見出し中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に改め、同條中「簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団法」に改め、同條中「簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律」を「金融自由化対策資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第三十七條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「及び郵便年金事業」を削る。

第四條第三十三号中「及び郵便年金(以下「保険年金」という。))」を削り、同條第三十四号から第三十七号まで、第三十九号及び第四十号中「保険年金」を「簡易生命保険」に改め、同條第四十三号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」を「簡易保険福祉事業団」に改める。

第五條第十九号及び第二十号中「保険年金を

「簡易生命保険」に改める。

審査報告書

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月五日

通信委員長 青木 耕次

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益を増進するため、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもって取得した債券の貸付けを金融機関等に行うことができるようにするものであって、おおむね妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二年四月十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項に次の一号を加える。

十八 積立金をもって引受け、応募又は買入れを行った債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月五日

通信委員長 青木 耕次

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易保険郵便年金福祉事業団の適切かつ能率的な業務の遂行に資するため、同事業団の委託によりその業務を行う事業のうち政令で定める事業に同事業団が出資することができるようになるものであって、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二年四月十六日
内閣総理大臣 海部 俊樹

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第十九条の二の次に次の一条を加える。
(出資)

第十九条の三 事業団は、郵政大臣の認可を受け、事業団の委託により第十九条第一号の業務を行う事業のうち政令で定めるものに出資することができる。

第三十五条第一号中「第二十条第一項」を「第十九条の三、第二十条第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔青木新次君登壇、拍手〕

○青木新次君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

は、加入者に対する保障内容の充実等を図るため、郵便年金制度を簡易生命保険制度に統合するとともに、保険金及び年金の保障を一体として提供する簡易生命保険の制度を創設する等の改正を行おうとするものであります。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、加入者の利益を増進するため、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもって取得した債券を金融機関等に貸し付けることができるようにするものであります。

次に、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案は、簡易保険郵便年金福祉事業団の適切な財務的業務の遂行に資するため、同事業団の委託によりその業務の一部を行う事業に同事業団が出資することができるようにするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して審査し、簡易生命保険と郵便年金の果たす役割、生涯保障の創設の意義、簡保と郵便年金の加入限度額の引き上げ、積立金の運用制度の改善、債券貸し付けの安全性、新型加入者ホームの入居基準等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について、日本共産党を代表して山中委員より反対の旨の意見が述べられました。

続いて、採決を行ったところ、簡易生命保険法の一部を改正する法律案については全会一致をもって

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案については多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案については全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第六 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長倉田寛之君。

審査報告書

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月五日

商工委員長 倉田 寛之
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の技術水準の飛躍的な向上等を背景に、工業所有権に関する出願内容の高度化、出願件数の増大等工業所有権をめぐる諸情勢が変化していることに対処し、その手続の円滑な処理及び情報の利用の促進を図るため、現行の工業所有権関係四法の特例を定めようとするものであって、要当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二年度特許特別会計予算に九十五億八千三百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、ペーパーレスシステム化への移行に当たっては、出願人等関係者に対して電子化に伴う新たな手続方法についての周知徹底を図るため、法施行日まで所要の期間を確保すること。
- 二、電子出願の導入に際し、低廉かつ利用度の高いJIS文書規格適合機種等の開発、普及について、積極的に関係業界を指導するとともに、利用者の意見が反映されるよう努めること。
- 三、中小企業、小規模弁理士事務所等の経済的負担の軽減を図るため、書面による出願に要する費用の低減に努めること。
- 四、審査要処理期間の短縮化及び事務処理効率化を図るため、審査官、審判官及び事務官等必要な人員の確保及び待遇改善に努めること。
- 五、ペーパーレスシステムの安全対策に、万全を期すること。
- 六、特許庁の業務の外注化に当たっては、適切に対処するとともに、指定情報処理機関及び指定調査機関の業務の公正、的確な遂行並びに電子計算機運行管理会社における関係業務の円滑な実施に万全を期すること。
- 七、工業所有権情報サービス・システムについては、その内容、利用方法について十分周知を図るとともに、それらが出願等の適正化に資するよう関係機関を指導すること。
- 八、現在協議が行われている国際的な特許制度の調和の進展に積極的に協力しつつも、我が国の主張がその成果に十分反映されるよう努めること。

右決議する。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二年四月二十七日
衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 土屋 義彦殿

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 電子情報処理組織による手続等(第三条―第十三条)
- 第三章 予納(第十四条・第十五条)
- 第四章 指定情報処理機関及び指定調査機関
- 第一節 指定情報処理機関(第十七条―第三十五条)
- 第二節 指定調査機関(第三十六条―第三十九条)
- 第五章 雑則(第四十条・第四十一条)
- 第六章 罰則(第四十二条―第四十四条)
- 附則
- 第一章 総則
- (趣旨)
- 第一条 この法律は、電子情報処理組織の使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報の利用の促進を図るため、特許法(昭和三十四年法律第百二十一

号)、実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)及び商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の特例を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、特許出願その他の工業所有権に関する手続(以下単に「手続」という。)をする者又はその者の代理人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 この法律において「特許等関係法令」とは、特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令をいう。

3 この法律において「審判長」、「審判官」又は「審査官」とは、それぞれ特許法(実用新案法において準用する場合を含む。)又は実用新案法に規定する審判長、審判官又は審査官をいう。

第二章 電子情報処理組織による手続等
(電子情報処理組織による特定手続)

第三条 手続をする者は、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であつて政令で定めるもの(以下「特定手続」という。)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の電子計算機に備えられたファイル(第五条第三項を除き、以下単に「ファイル」という。)への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

3 第一項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

(電子情報処理組織による特定処分等)

第四条 特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は特許等関係法令に規定する特許庁長官が指定する職員は、特許等関係法令の規定による処分又は審査若しくは審判に関する記録であつて政令で定めるもの(以下「特定処分等」という。)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定処分等については、当該特定処分等を文書をもって行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する文書をもって行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

3 審判官その他の政令で定める者(以下「審判官等」という。)は、特許等関係法令の規定により、特定処分等を文書をもって行い、審判官等がこれに記名し、印を押さなければならないものとされている場合において、第一項の規定によりその特定処分等を電子情報処理組織を使用して行うときは、その記名押印に代えて、通商産業省令で定めるところにより、審判官等を明らかにする措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織による特定通知等)

第五条 特許庁長官、審判長又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であつて政令で定めるもの(以下「特定通知等」という。)については、政令で定めるところにより、電子

情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特許等関係法令の規定によりその特定通知等を書類の送達により行うものとされている場合において、当該特定通知等の相手方が、送達を受ける旨の通商産業省令で定める方式による表示をしないときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合において、当該特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務は特許庁長官が指定する職員が取り扱うものとする。

3 第一項の規定により行われた特定通知等は、第二条第一項の手続をする者又はその者の代理人の使用に係る入出力装置（特許庁の使用に係るものを除く。）に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定通知等の相手方に到達したものとみなす。

4 第一項の規定により行われた特定通知等については、当該特定通知等を手続に係る書面の副本、処分に係る文書の謄本その他の書類の送達等（送達又は交付をいう。以下同じ。）により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書類の送達等により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

5 第二項に規定する特許庁長官が指定する職員が特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行ったときは、特許法第九十条（実用新案法第五十五条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第七十七条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処

理組織を使用してファイルに記録しなければならない。

（磁気ディスクによる特定手続等）

第六条 手続をする者は、特定手続その他特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて政令で定めるもの（以下「特定手続等」という。）については、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出により行うことができる。

2 第三条第三項の規定は、前項の規定により行われた特定手続等に準用する。

3 特許庁長官は、第一項の規定により特定手続等が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項、当該磁気ディスクに添付された図面の内容その他の政令で定める事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない（書面の提出による手続等）。

第七條 特定手続等のうち特許出願その他の政令で定める手続を書面の提出により行った者は、特許庁長官に対し、当該手続に係る書面であつて政令で定めるものに記載された事項（通商産業省令で定めるものを除く。）を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から政令で定める期間内に、通商産業省令で定めるところにより、求めなければならない。

2 特許庁長官は、前項の政令で定める手続が同項の規定による方式に違反しているとき又はその手続について第四十条第一項第一号の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、相

当の期間を指定して、当該手続の補正をすべきことを命ずることができる。

3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続を無効にすることができる。

（書面に記載された事項のファイルへの記録等）

第八條 特許庁長官は、特定手続等が書面の提出により行われたときは、前条第一項の政令で定める手続にあつては同項の磁気ディスクに記録された事項その他の政令で定める事項を、それ以外の特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

2 書面の提出により行われた特定手続等については、前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載された事項と同一であると推定する。

3 特許庁長官は、前項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

4 何人も、第二項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができる。

5 特許庁長官は、特定処分等が文書をもって行われたときは、当該文書に記載された事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

（指定情報処理機関）

第九條 特許庁長官は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定情報処理機関」という。）に、第六条第三項若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録、第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む。）、編集若しくはこれらに類する処理（以下「情報処理業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 特許庁長官は、前項の指定をしたときは、当該指定情報処理機関が行う情報処理業務を行わないものとする。

3 第一項の規定により、指定情報処理機関が第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「特許庁長官に対し」とあるのは、「指定情報処理機関に対し」とする。

（ファイルに記録されている事項を記載した書類の送達等）

第十條 特許庁長官、審判長又は審査官が手続に係る書面の副本又は処分に係る文書の謄本の送達等を行うものとして規定した特許等関係法令の規定の適用については、その手続又はその処分についてファイルに記録されている事項を記載した書類は、当該書面の副本又は当該文書の謄本とみなす。

（ファイルに記録されている事項等の縦覧）

第十一條 特許庁長官は、政令で定めるところにより、特許法第五十一条第五項（同法第五十九条第三項（同法第七十四条第一項（実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。））及び実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）特許法第六十一条の三第三項（実

用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)、特許法第六十五条第一項(同法第七十四條第四項(実用新案法第四十五條において準用する場合を含む。))及び実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。))及び実用新案法第十三条において準用する場合を含む。))の規定により公衆の縦覧に供しなればならないものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供することができ

七十二條ただし書の規定は、前二項の規定による縦覧又は書類の交付に準用する。
(磁気ディスクによる公報の発行)

第十三条 特許法第九十三條の特許公報又は実用新案法第五十三條の実用新案公報は、通商産業省令で定めるところにより、磁気ディスクをもって発行することができる。

第三章 予納

(見込額の予納)

第十四条 特許法第七條第一項の特許料若しくは同法第十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。))を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。))を予納することができる。

第十四条 特許法第七條第一項の特許料若しくは同法第十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。))を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。))を予納することができる。

第十二条 何人も、特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、政令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行つた閲覧を請求することができる。

第十四条 特許法第七條第一項の特許料若しくは同法第十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。))を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。))を予納することができる。

一 ファイルに記録されている事項
二 特許法第二十七條第一項の特許原簿、実用新案法第四十九條第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一條第一項の意匠原簿又は商標法第七十一條第一項の商標原簿のうち磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもって調製された部分に記録されている事項であつて政令で定めるもの

第十四条 特許法第七條第一項の特許料若しくは同法第十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。))を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。))を予納することができる。

二 何人も、特許庁長官に対し、ファイルに記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。

第十四条 特許法第七條第一項の特許料若しくは同法第十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。))を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。))を予納することができる。

三 特許法第八十六條ただし書(実用新案法第五十五條第四項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三條ただし書及び商標法第七十二條ただし書の規定は、前二項の規定による縦覧又は書類の交付に準用する。

第十四条 特許法第七條第一項の特許料若しくは同法第十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。))を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。))を予納することができる。

四 予納届をした者について相続又は合併があつた場合におけるその者のこの章の規定による地位の承継については、第四十一條第二項において準用する特許法第二十條の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

第十四条 特許法第七條第一項の特許料若しくは同法第十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。))を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。))を予納することができる。

第十五条 特許庁長官は、前条第一項の規定により予納をした者(以下「予納者」という。))が、特許料等又は手数料の納付に際し通商産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その予納者が予納した見込額から当該特許料等又は手数料の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該特許料等又は手数料の納付に充てる。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失つた後は、この限りでない。

第十四条 特許法第七條第一項の特許料若しくは同法第十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。))を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。))を予納することができる。

第十六条 前二條の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納に準用する。この場合において、前条第一項中「予納をした者」とあるのは、「予納をした代理人であつて本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と読み替へるものとする。

第十四条 特許法第七條第一項の特許料若しくは同法第十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。))を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。))を予納することができる。

第四章 指定情報処理機関及び指定調査機関

第一節 指定情報処理機関

(指定)

第十七条 第九条第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、情報処理業務を行おうとする者の申請により行つた。

(欠格事項)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の指定を受けることができない。
一 特許等関係法令又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第三十條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
イ 第一号に該当する者
ロ 第二十六條の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第十九条 特許庁長官は、第十七條の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
一 情報処理業務を正確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が情報処理業務の公

正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 情報処理業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって情報処理業務が不公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによって情報処理業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(情報処理業務の実施義務)

第二十条 指定情報処理機関は、特許庁長官から情報処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その情報処理業務を行わなければならない。(変更の届出)

第二十一条 指定情報処理機関は、その名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、特許庁長官に届け出なければならない。

(業務規程)
第二十二條 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 特許庁長官は、第一項の認可をした業務規程が情報処理業務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定情報処理機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができ

る。

(業務の休廃止)

第二十三条 指定情報処理機関は、特許庁長官の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(事業計画等)

第二十四条 指定情報処理機関は、毎事業年度開始前に(第九条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、特許庁長官に提出しなければならない。

(役員の変更及び解任)

第二十五条 指定情報処理機関の役員の変更及び解任は、特許庁長官の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)

第二十六条 特許庁長官は、指定情報処理機関の役員が、特許等関係法令若しくは意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定情報処理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十七条 指定情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 情報処理業務に従事する指定情報処理機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び立入検査)

第二十八条 特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令等)

第二十九条 特許庁長官は、指定情報処理機関が第十九条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 特許庁長官は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、情報処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十条 特許庁長官は、指定情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の

全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。
二 第十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第二十二條第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。

四 第二十二條第三項、第二十六條又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十一条 指定情報処理機関は、帳簿を備え、情報処理業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(聴聞)

第三十二条 特許庁長官は、第二十六條又は第三十條の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(特許庁長官による情報処理業務)

第三十三条 特許庁長官は、指定情報処理機関が第二十三條の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十條の規定

により指定情報処理機関に対し情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定情報処理機関が天災その他の事由により情報処理業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該情報処理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が指定情報処理機関の指定を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)

第三十四条 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第九条第一項の指定をしたとき。
- 二 第二十一条の規定による届出があったとき。
- 三 第二十三条の許可をしたとき。
- 四 第三十条の規定により指定を取り消し、又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により特許庁長官が情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた情報処理業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第三十五条 この節に規定するもののほか、指定情報処理機関の行う情報処理業務に関し必要な事項は、政令で定める。

事項は、政令で定める。

第二節 指定調査機関

(指定調査機関の指定等)

第三十六条 特許庁長官は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、特許出願又は実用新案登録出願の審査に必要な調査のうち、その特許出願又は実用新案登録出願に係る発明又は考案と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が調査業務を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。
- 二 調査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 調査業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって調査業務が公正になるおそれがないものであること。
- 五 その指定をすることによって調査業務の適

確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(調査業務の実施義務等)

第三十八条 指定調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 指定調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一号に規定する者(以下「調査業務実施者」という。)に実施させなければならない。

(準用)

第三十九条 第十八条、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条(第五号を除く。)及び第三十五条の規定は、指定調査機関に準用する。この場合において、第十八条中「特許等関係法令」とは、意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令とあり、及び第二十六条中「特許等関係法令若しくは意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」とあるのは「特許等関係法令」と、第二十一条、第二十二條、第二十九條並びに第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十五条及び第二十六条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十九條第一項中「第十九條第一号から第三号まで」とあるのは「第三十七條第一号から第四号まで」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(手数料)

第四十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令

で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者

二 第十二条第一項の規定により同項第一号に掲げる事項について閲覧を請求する者

三 第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者

四 第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者

2 前項の手数料は、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める者の納めるものについては、当該指定情報処理機関の収入とする。

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

4 第一項の規定による手数料の納付は、指定情報処理機関に納める場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。

(特許法の準用等)

5 特許法第九十五條第六項及び第七項の規定は、第一項の規定により国に納付した手数料に準用する。

2 特許法第七條、第八條第一項及び第二項、第十條から第十四條まで、第十六條、第十七條第二項(第三号を除く。)及び第三項、第十八條第

一 項、第十九条から第二十一条まで並びに第二十六條の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続に準用する。

3 特許法第八十四條の二の規定は、第七條第三項又は前項において準用する特許法第十八條第一項の規定による処分取消しの訴えに準用する。

4 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する手続であつて特許又は実用新案登録に関するものについての期間は、特許法第二十四條(実用新案法第五十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定により、当該手続が中断し、若しくは中止した時にその進行を停止し、又は当該手続についての期間の進行が開始した時にその進行を開始するものとする。

第六章 罰則

第四十二條 第二十七條第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十三條 第三十條(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定による情報処理業務又は調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四條 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條(第三十九條において準用する場合を含む。)の許可を受けないで情報処理業務

務又は調査業務の全部を廃止したとき。

二 第二十八條第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第三十一條第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一條第二項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九條、第十四條、第十五條第二項、第十六條(第十五條第一項及び第三項の準用に係る部分を除く。)、第十七條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十四條から第二十九條まで、第三十條(第三号を除く。)、第三十二條、第三十四條、第三十六條、第三十七條、第三十九條(第二十三條、第三十條第三号、第三十一條及び第三十五條の準用に係る部分を除く。)、第四十一條、第四十二條、第四十四條第二号及び附則第九條の規定並びに附則第三條中印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)第二条第二項の改正規定は、公布の日から起算

して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(弁理士法の一部改正)

第二條 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ二第一項中「書類」の下に「若ハ電磁的記録(電子的方式、磁気的方式其他他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ヲ謂フ次項ニ於テ亦同ジ)」を加え、同条第二項中「書類」の下に「又ハ電磁的記録」を加える。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第三條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第一項第七号中「第十八條第一項」の下に「の規定により手数料を、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第号)第四十條第一項」を加え、同条第二項中「及び商標法」を「商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に改める。(特許法の一部改正)

第四條 特許法の一部を次のように改正する。

第十七條第一項ただし書中「その」を「願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第百二十六條第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について」に改める。

第三十六條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第四号」を「第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「願書」を「前項の明細書」に、「記載した明細書及び必要な図面を添

附しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 願書には、明細書、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

第三十六條に次の一項を加える。

7 第二項の要約書には、明細書又は図面に記載した発明の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第四十九條第三号中「第三十六條第三項若しくは第四項及び第五項」を「第三十六條第四項若しくは第五項及び第六項」に改める。

第五十一條第三項に次のただし書を加える。

ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

第五十一條第三項第四号中「添付した」を「添付した」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 願書に添付した要約書に記載した事項

第五十一條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六條第七項の規定に適合していないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することが出来る。

第五十五條第一項ただし書中「第三十六條第四項第三号」を「第三十六條第五項第三号」に改める。

第六十五条の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四号又は第五号に掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

第六十五条の二第二項第四号中「添付した」を「添付したに改め、」(特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 願書に添付した要約書に記載した事項第六十五条の二に次の一項を加える。

3 第五十一条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

第七十条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

第二百二十三条第一項第三号中「第三十六条第三項又は第四項(第三号を除く。及び第五項)」を「第三十六條第四項又は第五項(第三号を除く。及び第六項)」に改める。

第二百六十五条第一項中「第五十一条第二項から第四項まで」を「第五十一条第二項、第三項(第五号を除く。及び第五項)」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二百八十四条の四第一項中「及び図面」を、「図面」に改め、「限る。」の下に「及び要約」を加

え、同条第四項中「(以下)」を「(要約に係るものを除く。以下)」に改める。

第二百八十四条の五第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間内に提出しないとき。

第二百八十四条の六第二項中「提出した図面」の下に「と、日本語特許出願に係る要約及び外国語特許出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書」を加える。

第二百八十四条の九第二項第五号中「並びに図面」を、「図面」に改め、「内容」の下に「並びに要約の翻訳文に記載した事項」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「日本語特許出願に係る証明等の請求については、第二百八十六條第一号中「又は第六十七條の二第二項の資料」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三條(2)に規定する国際出願の要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。を削り、「同号」を「第二百八十六條第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十八條の六」の下に「第五十一条第三項ただし書」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第五十一条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

約その他に改め、同条第五項中「第二百八十四条の九第五項」を「第二百八十四条の九第六項」に改める。

第二百八十六條第一号中「若しくは図面」を、「図面若しくは要約書」に改める。

(実用新案法の一部改正)

第五条 実用新案法の一部を次のように改正する。

第五条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第四号」を「第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「願書」を「前項の明細書」に、「記載した明細書及び図面を添付しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 願書には、明細書、図面及び要約書を添付しなければならない。

第五条に次の一項を加える。

7 第二項の要約書には、明細書又は図面に記載した考案の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第十一條第三号中「第五條第三項若しくは第四項及び第五項」を「第五條第四項若しくは第五項及び第六項」に改める。

第十三條の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四号又は第五号に掲げる事項については、当該事項を実用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

第十三條の二第二項第四号中「添付した」を「添付したに改め、」(実用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 願書に添付した要約書に記載した事項第十三條の二第三項中「添付した」を「添付したに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特許法第六十五条の二第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。

第三十七條第一項第三号中「第五條第三項又は第四項(第三号を除く。及び第五項)」を「第五條第四項又は第五項(第三号を除く。及び第六項)」に改める。

第四十八條の四第一項中「及び図面」を、「図面」に改め、「限る。」の下に「及び要約」を加え、同条第四項中「(以下)」を「(要約に係るものを除く。以下)」に改める。

第四十八條の五第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間内に提出しないとき。

第四十八條の六第二項中「提出した図面」の下に「と、日本語実用新案登録出願に係る要約及び外国語実用新案登録出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書」を加える。

第四十八条の八第二項第五号中「並びに図面」

を「図面」に改め、「内容」の下に「並びに要約の翻訳文に記載した事項」を加え、同条第五項中「第百八十四条の九第四項から第六項まで」を「第百八十四条の九第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特許法第百八十四条の九第三項の規定は、前項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を、実用新案公報に掲載する場合に準用する。

第四十八条の十四第二項中「その他」を「要約その他」に改める。

(意匠法の一部改正)

第六条 意匠法の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書中「送達」の下に「(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第 号)の規定により当該贈本の送達とみなされるものを含む。次項ただし書において同じ。)」を加える。

(商標法の一部改正)

第七条 商標法の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第八条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第百六号中「出願書類」の下に「(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第 号)の規定により出願書類とみなされるものを含む。)」を加える。

(政令への委任)

第九条 この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔倉田寛之君登壇、拍手〕

○倉田寛之君 たいだいま議題となりました工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最近、我が国におきましては、技術水準の飛躍的な向上等を背景に、工業所有権に関する出願件数が増大し、その出願の内容も高度化かつ複雑化してきており、そのために特許、実用新案の審査などに要する期間が長期化しております。

本法律案は、こうした状況に対処し、いわゆるオンラインシステムの使用等により工業所有権に関する手続の円滑な処理及び情報の利用の促進を図るため、工業所有権関係四法の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、従来の書面出願の取り扱い、電子出願に必要な機器の開発と普及、特許特別会計の収支状況、審査官等の増員及び待遇改善、ペーパーレスシステムとその安全対策、工業所有権をめぐる国際情勢等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

る費用の低減に努めること等八項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第七 国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。社会労働委員長長浜本万三君。

審査報告書

国民健康保険法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月五日

社会労働委員長 長浜本 万三
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国及び地方公共団体の負担によ

る国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置並びに国民健康保険の国庫補助制度の拡充等について定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴い、平成二年度一般会計予算で二百五億円の支出増が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずべきである。

一、国民健康保険制度は、給付と負担の公平化を最も急がなければならない状態にあること等にかんがみ、その安定的運営のために必要な助成の強化に努めるとともに、計画的に医療保険制度一元化に向けた取組みを進めること。

二、保険料の平準化については、低所得者に対する応益保険料の軽減制度のあり方等を含め幅広い角度から検討し、被保険者の保険料負担に十分配慮しつつ進めること。

三、国は、都道府県及び市町村が保健、医療、福祉を総合する視点に立って円滑に医療費の適正化を進めることができるよう、その条件整備に努めること。

四、国民健康保険の地域保険としての特性にかんがみ、地域住民の福祉向上の観点から、健康増進、疾病予防等保健施設事業の充実に努めること。

右決議する。

国民健康保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年五月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

(小字及び一は衆議院修正)

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第七十二条の三」を「第七十二条の四」に改める。

第三十九条第一項中「基き」を「基つき、療養取扱機関又は第五十三条第一項に規定する特定承認療養取扱機関において業務に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師については、当該療養取扱機関又は同項に規定する特定承認療養取扱機関の所在地の都道府県知事が、その他の医師若しくは歯科医師又は薬剤師については」に改め、同条第六項中「第三項本文」を「第四項本文」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「第一項」を「第二項若しくは第二項」に、「同項」を「第二項若しくは第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 医師若しくは歯科医師又は薬剤師が同時に二

以上の療養取扱機関又は第五十三条第一項に規定する特定承認療養取扱機関において業務に従事する場合であつて、前項の規定によりその者の登録を行う都道府県知事が二以上あるときは、その登録は、主として当該業務に従事する療養取扱機関又は同条第一項に規定する特定承認療養取扱機関の所在地の都道府県知事が行う。

第四十三条第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

第四十四条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十八条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 保険給付に關し、診療又は調剤の内容が適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第四十一条第一項(第五十三条第十項及び第十一項並びに第五十四条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による指導を受けたとき。

第四十八条に次の一号を加える。

七 その他療養取扱機関として著しく不適当であると認められる理由があるとき。

第六十四条に次の一項を加える。

3 保険者は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生省令の定めるものに委託することが出来る。

第七十条第一項第一号中「合算額」の下に「から第七十二条の二第一項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を控除した額」を加え、同項第

二号を次のように改める。

二 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額

第七十条第二項中「同項第一号及び第二号」を「同項第一号」に、「算定した同項第一号及び第二号」を「算定した同号」に改める。

第七十二条第二項中「第七十条第一項各号に掲げる額(同条第二項の規定を適用して算定する額を含む。)の合算額の見込額から前々年度の基準超過費用額の合算額を控除した額の百分の十に相当する額」を「次の各号に掲げる額の合算額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第七十条第一項第一号に掲げる額(同条第二項の規定を適用する場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額)及び同条第一項第二号に掲げる額の合算額の見込額の総額から前々年度の基準超過費用額の合算額を控除した額の百分の十に相当する額

二 次条第一項の規定による繰入金金の総額の四分の一に相当する額

第七十二条の四を第七十二条の五とし、第七十二条の三を第七十二条の四とし、第七十二条の二の見出しを削り、同条を第七十二条の三とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

(国民健康保険に關する特別会計への繰入れ等)

第七十二条の二 市町村は、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五に規定する国民健康保険税の減額に基づき一般被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康

保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に關する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を負担する。

8 都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十三条第一項第二号を次のように改める。

二 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額

第七十三条第二項中「同項第一号及び第二号」を「同項第一号」に、「算定した同項第一号及び第二号」を「算定した同号」に改め、同条第四項中「第一項各号」を「第一項第一号」に、「を適用して算定する額を含む。」を「の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額」及び第一項第二号に掲げる額」に改め、「見込額」の下に「の総額」を加える。

第七十四条中「及び」を「、第七十二条の三第二項及び」に改める。

第七十五条中「第七十二条の二第二項」を「第七十二条の二第三項及び第七十二条の三第二項」に改める。

第八十一条中「事項は、」の下に「政令で定める基準に従つて」を加える。

第百十八条の二中「第七十二条の二第二項」を「第七十二条の三第一項」に改める。

附則第十一項から第十九項までを削る。

附 則

(施行期日)〇等

第一条 この法律は、公布の日平成二年四月一日から施行する。ただし、〇第八十一条の改正規定は平成三年四月一日から、〇第三十九条、第四十三条及び第四十四条の改正規定並びに次条の規定は、平成四年四月一日から施行する。

2 改正後の第七十条第一項及び第二項、第七十二条第二項、第七十二条の二並びに第七十三条第一項第二号、第二項及び第四項の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 平成四年四月一日前この法律の施行前に行われた療養の給付に係る改正前の第四十三条第四項の規定による一部負担金の徴収については、なお従前の例による。

第三条 平成二年四月一日前に行われた療養の給付並びに同日前に支給された特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成元年度以前の年度の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費提出金の納付に要する費用についての国庫負担金、調整交付金及び補助金については、なお従前の例による。

第四条 平成二年度における改正後の第七十条の規定による国庫負担金については、同条第一項第二号中「老人保健医療費提出金の納付に要する費用の額」とあるのは、「老人保健法第五十五条の規定による概算医療費提出金（以下「平成二年度概算医療費提出金」という。）の額（老人保健

法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六号）附則第六条の規定による昭和六十三年年度における概算医療費提出金（以下「昭和六十三年年度概算医療費提出金」という。）の額が同法附則第七条の規定による昭和六十三年年度における確定医療費提出金（以下「昭和六十三年年度確定医療費提出金」という。）の額を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額と、当該合計額の七分の十に相当する額に給付率（すべての市町村の前号に規定する合算額（次項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）の合算額をすべての市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の合算額で除して得た率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額から当該合計額を控除した額の十分の四に相当する額との合算額を平成二年度概算医療費提出金の額から控除するものとし、昭和六十三年年度概算医療費提出金の額が昭和六十三年年度確定医療費提出金の額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同条第二項の規定の例により算定した額との合計額と、当該合計額の七分の十に相当する額に給付率を乗じて得た額から当該合計額を控除した額の十分の四に相当する額との合算額を平成二年度概算医療費提出金の額に加算するものとする。」とする。

2 平成二年度における改正後の第七十二条の規定による調整交付金については、同条第二項第

一号中「同条第一項第二号」とあるのは、「国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）附則第四条第一項の規定により読み替えられた第七十条第一項第二号」とする。

3 平成二年度における改正後の第七十三条の規定による補助金については、同条第一項第二号中「老人保健医療費提出金の納付に要する費用の額」とあるのは「老人保健法第五十五条の規定による概算医療費提出金（以下「平成二年度概算医療費提出金」という。）の額（老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六号）附則第六条の規定による昭和六十三年年度における概算医療費提出金（以下「昭和六十三年年度概算医療費提出金」という。）の額が同法附則第七条の規定による昭和六十三年年度における確定医療費提出金（以下「昭和六十三年年度確定医療費提出金」という。）の額を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の七分の十に相当する額に給付率（すべての市町村の前号に規定する合算額（次項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）の合算額をすべての市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の合算額で除して得た率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額から当該合計額を控除した額の十分の四に相当する額との合算額を平成二年度概算医療費提出金の額から控除するものとし、昭和六十三年年度概算医療費提出金の額が昭和六十三年年度確定医療費提出金の額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）

と不足額について同条第二項の規定の例により算定した額との合計額の七分の十に相当する額に給付率を乗じて得た額を平成二年度概算医療費提出金の額に加算するものとする。」と、同条第四項中「第一項第二号」とあるのは「国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）附則第四条第三項の規定により読み替えられた第一項第二号」とする。

第五条 前条第一項の規定は、平成三年度における改正後の第七十条の規定による国庫負担金について準用する。この場合において、同項中「平成二年度概算医療費提出金」とあるのは「平成三年度概算医療費提出金」と、「昭和六十三年年度における」とあるのは「平成元年度における」と、「昭和六十三年年度概算医療費提出金」とあるのは「平成元年度概算医療費提出金」と、「昭和六十三年年度確定医療費提出金」とあるのは「平成元年度確定医療費提出金」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、平成三年度における改正後の第七十二条の規定による調整交付金について準用する。この場合において、同項中「附則第四条第一項」とあるのは、「附則第五条第一項において準用する同法附則第四条第一項」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、平成三年度における改正後の第七十三条の規定による補助金について準用する。この場合において、同項中「平成二年度概算医療費提出金」とあるのは「平成三年度概算医療費提出金」と、「昭和六十三年年度における」とあるのは「平成元年度における」と、「昭和六十三年年度概算医療費提出金」とあるのは「平成元年度概算医療費提出金」とあるのは「平成

平成二年六月七日 参議院會議録第十三号

国民健康保険法の一部を改正する法律案 平成二年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員の選挙 平成二年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員の選挙 参議院協議会委員長報告

元年度概算医療費拠出金」と、「昭和六十三年年度確定医療費拠出金」とあるのは「平成元年度確定医療費拠出金」と、「附則第四条第三項」とあるのは「附則第五条第三項において準用する同法附則第四条第三項」と読み替えるものとする。

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正) 第七条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項第一号中「第七十二条の第三項」を「第七十二条の四第一項」に改める。

〔浜本万三君登壇、拍手〕

○浜本万三君 ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国民健康保険制度が構造的に抱えている低所得者問題について、国、都道府県、市町村が協力して財政援助を行う仕組みを確立するとともに、国庫助成の強化等により、制度運営の安定化を図ることを目的とするものであります。

その主な内容は、第一に、昭和六十三年以降二年間の暫定措置として実施されてきた保険財政基盤安定制度を恒久化することとし、市町村は一般会計から低所得者に係る保険料軽減相当額を国民健康保険特別会計に繰り入れ、国はその二分の

一、都道府県はその四分の一をそれぞれ負担すること。

第二に、国は、保険財政基盤安定制度に係る負担とは別に、療養の給付等に要する費用の五〇％を負担すること。

第三に、老人保健医療費拠出金に対する国庫負担を老人以外の被保険者に係る給付費に対する国庫負担率の水準に変更すること。

第四に、高額医療費共同事業については、引き続き国及び都道府県の助成を行うこと等であります。

委員会におきましては、医療保険制度の一元化、国民健康保険制度の財政安定化対策、国庫負担のあり方、高医療費市町村の医療費適正化、保険料負担の平準化等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党参議院議員より本案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されておりまして、

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

これにて休憩いたします。

午後二時二十八分休憩

午後三時三十一分開議

○議長(土屋義彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど衆議院から、平成二年度一般会計予算外二案について、国会法第八十五条第一項の規定により、両院協議会を求められました。

これより、平成二年度一般会計予算外二案に関する両院協議会の協議委員十名の選挙を行います。

○菅野久光君 両院協議会協議委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○及川順郎君 私は、ただいまの菅野君の動議に賛成いたします。

○議長(土屋義彦君) 菅野君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、平成二年度一般会計予算外二案に関する両院協議会の協議委員に柳山篤君、菅野久光君、鈴木和美君、矢田部理君、安恒良一君、太田淳夫君、白浜一良君、吉岡吉典君、池田治君及び足立良平君を指名いたします。

これより直ちに両院協議委員の正副議長を選挙されることを望みます。

両院協議会の結果の報告を待ため、暫時休憩いたします。

午後三時三十三分休憩

午後五時三十一分開議

○議長(土屋義彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長から報告書が提出されました。

この際、報告を求めます。協議委員長矢田部理君。

両院協議会報告書

平成二年度一般会計予算

平成二年度特別会計予算

平成二年度政府関係機関予算

右については、両院協議会の成案を得なかった。よって報告する。

平成二年六月七日

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会

参議院協議委員長 矢田部理

参議院議長 土屋 義彦殿

〔矢田部理君登壇、拍手〕

○矢田部理君 平成二年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長より指名せられました後、直ちに協議委員長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員

議長に私、矢田部理が、副議長に太田淳夫君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、越智伊平君が協議委員議長に、近藤鉄雄君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりまして、開会に先立ち抽せんを行いました結果、参議院側協議委員議長の私、矢田部が議長に当選いたしました。

協議会におきましては、まず、衆議院側佐藤信二君から、平成二年度予算三案は、現状において編成し得る最良、最善の予算であつて、特例公債依存体質からの脱却という財政再建の第一目標を達成したこと、社会保障関係費の拡充を初めとして国民生活の充実等、時代の要請に的確に対応した予算となつてゐること、我が國が経済大国として国際社会で積極的に貢献する予算となつてゐること、消費税の見直しが行われていること等の理由で賛成、次に、本院側安恒良一君から、平成二年度予算三案には、国民が撤廃ないし凍結を求めている消費税は、一たん撤廃ないし凍結すべきであるにもかかわらず、これを歳入歳出に組み込んで予算を編成してゐること、最近における政府の税収の過小見積もりは異常であり、連年の異常見積もりをベースにした平成二年度の税収見込みは適正さに疑問があること、適正な国民負担率実行の構想がなく、公正な税制確立の手順が示されないこと、国際軍事情勢が対決から協調へ劇的に変化する一方で、豊かさを実感できる国民生活への対応が必要となつてゐるとき、防衛費突出、国民生活軽視の予算となつてゐること、国会審議並びに議決の対象として政府が提出してゐる予算書及び

租税収入見込みの中身が国会審議にふさわしい内容となつていないこと等の理由によつて反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、種々の意見の交換がありましたが、その詳細は両院協議会会議録をもつて御承知願ひたいと存じます。

最後に、両院を代表して、参議院側から、両院協議会として、参議院側が指摘した予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによつて平成二年度予算が成立できるよう衆議院側に協力を要請する旨の意見が述べられました。

また衆議院側から、平成二年度予算は、国民生活にとつて不可欠な極めて重要なものばかりであり、原案どおり成立することが望ましい旨の意見が述べられました。結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 平成二年度一般会計予算外二案につきましては、両議院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君	
副議長 小山 一平君	
議員	
木庭健太郎君	針生 雄吉君
寺崎 昭久君	星野 明市君
白浜 一良君	常松 克安君

今泉 隆雄君	足立 良平君	柳川 覺治君	名尾 良孝君
野末 陳平君	片上 公人君	岡部 三郎君	川原新次郎君
猪熊 重二君	西川 潔君	関口 恵造君	田沢 智治君
高橋 清孝君	永田 良雄君	高木 正明君	石原健太郎君
刈田 貞子君	中野 鉄造君	大河原太一郎君	岩崎 純三君
中川 嘉美君	下村 泰君	田代由紀男君	北 修二君
勝木 健司君	田辺 哲夫君	伊江 朝雄君	後藤 正夫君
鈴木 貞敏君	香掛 哲男君	梶原 清君	井上 孝君
及川 順郎君	矢原 秀男君	井上 裕君	下条進一郎君
広中和歌子君	喜屋武眞榮君	服部 安司君	鈴木 省吾君
井上 計君	小西 博行君	世耕 政隆君	山崎 竜男君
板垣 正君	大木 浩君	原 文兵衛君	鳩山威一郎君
鶴岡 洋君	太田 淳夫君	井上 吉夫君	遠藤 要君
和田 教美君	中西 珠子君	佐々木 満君	斎藤 十朗君
山田 勇君	前田 勲男君	狩野 明男君	大塚清次郎君
谷川 寛三君	三木 忠雄君	木宮 和彦君	斎藤 文夫君
峯山 昭範君	高木健太郎君	永野 茂門君	清水嘉与子君
高桑 栄松君	黒柳 明君	木暮 山人君	鎌田 要人君
田淵 哲也君	三治 重信君	片山虎之助君	鹿熊 安正君
田中 正巳君	熊谷太三郎君	沢田 一精君	陣内 孝雄君
加藤 武徳君	秋山 肇君	井上 章平君	石川 弘君
藤田 雄山君	野村 五男君	石渡 清元君	尾辻 秀久君
石井 一二君	山岡 賢次君	上杉 光弘君	倉田 寛之君
宇都宮徳馬君	西田 吉宏君	岡野 裕君	大浜 方榮君
成瀬 守重君	田村 秀昭君	大城 眞順君	宮澤 弘君
須藤良太郎君	前島英三郎君	藤井 孝男君	向山 一人君
野沢 太三君	松浦 孝治君	竹山 裕君	久世 公亮君
宮崎 秀樹君	本村 和喜君	下稲葉耕吉君	中曾根弘文君
平野 清君	二木 秀夫君	仲川 幸男君	福田 宏一君
小野 清子君	青木 幹雄君	松浦 功君	森山 眞弓君
守住 有信君	石井 道子君	中村 太郎君	村上 正邦君
吉川 芳男君	吉川 博君	山東 昭子君	大鷹 淑子君

斎藤栄三郎君	岡田 広君
長田 裕二君	初村滝一郎君
平井 卓志君	林田悠紀夫君
坂野 重信君	大島 友治君
長谷川 信君	山本 富雄君
櫻井 規順君	喜岡 淳君
西野 康雄君	山田 健一君
阪 正敏君	紀平 悌子君
種田 誠君	岩本 久人君
肥田美代子君	北村 哲男君
前畑 幸子君	西岡瑞子君
三上 隆雄君	小林 正君
堂本 暁子君	堀 利和君
谷本 颯君	会田 長榮君
清水 澄子君	三石 久江君
野別 隆俊君	庄司 中君
栗村 和夫君	菅野 壽君
細谷 昭雄君	千葉 景子君
一井 淳治君	田淵 勲二君
渡辺 四郎君	及川 一夫君
山口 哲夫君	山本 正和君
久保田真由君	上野 雄文君
佐藤 三吾君	菅野 久光君
鈴木 和美君	大森 昭君
松前 達郎君	穂山 篤君
青木 薪次君	対馬 孝且君
赤桐 操君	野田 哲君
安恒 良一君	福岡 知之君
粕谷 照美君	本岡 昭次君
村田 誠醇君	谷畑 孝君
古川太三郎君	星川 保松君
高崎 裕子君	角田 義一君

吉田 達男君	日下部禮代子君
磯村 修君	林 紀子君
吉川 春子君	森 暢子君
深田 肇君	國弘 正雄君
新坂 一雄君	近藤 忠孝君
諫山 博君	篠崎 年子君
大淵 絹子君	洲上 貞雄君
竹村 泰子君	井上 哲夫君
高井 和伸君	神谷信之助君
沓脱タケ子君	小川 仁一君
梶原 敬義君	糸久八重子君
稻村 稔夫君	栗森 喬君
池田 治君	山中 郁子君
橋本 敦君	村沢 牧君
久保 亘君	浜本 万三君
矢田部 理君	笹野 貞子君
乾 晴美君	吉岡 吉典君
市川 正一君	松本 英一君
田 英夫君	安永 英雄君
瀬谷 英行君	山田耕三郎君
中村 鋭一君	立木 洋君
小笠原貞子君	上田耕一郎君

内閣総理大臣 海部 俊樹君
法務大臣 長谷川 信君
外務大臣 中山 太郎君
大蔵大臣 橋本龍太郎君
文部大臣 保利 耕輔君
厚生大臣 津島 雄二君
農林水産大臣 山本 富雄君
通商産業大臣 武藤 嘉文君

運輸大臣 大野 明君	郵政大臣 深谷 隆司君	労働大臣 塚原 俊平君	建設大臣 綿貫 民輔君	自治大臣 奥田 敬和君	国家公安委員長 坂本三十次君	内閣官房長官 塩崎 潤君	国務大臣 砂田 重民君	国務大臣 石川 要三君	国務大臣 相沢 英之君	国務大臣 大島 友治君	国務大臣 北川 石松君	国務大臣 佐藤 守良君
------------	-------------	-------------	-------------	-------------	----------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

議長の報告事項
去る五月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任 須藤良太郎君 補欠 大島 友治君
近藤 忠孝君 吉岡 吉典君

地方行政委員 大野 明君 補欠 須藤良太郎君	大島 友治君 補欠 野村 五男君	富田 輝君 補欠 藤田 雄山君	熊谷太三郎君 補欠 近藤 忠孝君	吉岡 吉典君 補欠 木暮 山人君	初村滝一郎君 補欠 熊谷太三郎君	農林水産委員 木暮 山人君 補欠 初村滝一郎君	通信委員 藤田 雄山君 補欠 宮田 輝君	野村 五男君 補欠 野末 陳平君	秋山 肇君 補欠 石渡 清元君	岩本 政光君 補欠 小笠原貞子君	市川 正一君 補欠 古川太三郎君	高井 和伸君 補欠 高井 和伸君
------------------------	------------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	-------------------------	----------------------	------------------	-----------------	------------------	------------------	------------------

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員
辞任 岩本 政光君 補欠 石渡 清元君
市川 正一君 小笠原貞子君
高井 和伸君 古川太三郎君

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
水産業協同組合法の一部を改正する法律案
海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

恩給法等の一部を改正する法律案
沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

自然環境保全法等の一部を改正する法律案
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

恩給法等の一部を改正する法律
沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律
自然環境保全法等の一部を改正する法律
去る五月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任
堂本 暁子君
菅野 壽君

社会労働委員
辞任
菅野 壽君
菅野 久光君
菅野 久光君
菅野 久光君

農林水産委員
辞任
菅野 久光君
菅野 久光君
菅野 久光君
菅野 久光君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
(閣法第四〇号) 社会労働委員会に付託
日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に請すべき特別措置に関する法律案(閣法第二九号)

特定通信・放送開発事業実施田消化法案(閣法第三二号)
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
びんの回収、再使用促進等に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任
菅野 壽君
菅野 久光君
菅野 久光君
菅野 久光君

社会労働委員
辞任
菅野 壽君
菅野 久光君
菅野 久光君
菅野 久光君

農林水産委員
辞任
菅野 久光君
菅野 久光君
菅野 久光君
菅野 久光君

決算委員

辞任
白浜 一良君
木庭健太郎君
高井 和伸君
栗森 喬君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

証券取引法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)
大蔵委員会に付託
麻薬取締法等の一部を改正する法律案(閣法第五十一号)
社会労働委員会に付託
市民農園整備促進法案(閣法第六一号)
農林水産委員会に付託

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案(閣法第四一号)
環境特別委員会に付託
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)
自動車保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六九号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)
同日委員長から次の報告書が提出された。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号) 審査報告書
天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発行に関する法律案(閣法第四七号) 審査報告書
同日内閣から、参議院議員小笠原貞子君外一名提出アイヌの人々の生活と権利の保障等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を必要とするため、六月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日議長は、ペルー共和国の北部一帯を襲った地震に対し、同国ウンベルト・カラランサ・ピエドゥ上院議長宛見舞電報を発送した。

同日議長は朴俊圭大韓民国国会議長の就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任
林 紀子君
市川 正一君
井上 計君
山田 勇君

決算委員
辞任
山田 勇君
井上 計君
井上 計君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

びんの回収、再使用促進等に関する質問主意書(上田耕一郎君提出)

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

田村 秀昭君

須藤良太郎君

名尾 良孝君

野村 五男君

永野 茂門君

野沢 太三君

地方行政委員

辞任

補欠

須藤良太郎君

田村 秀昭君

野村 五男君

名尾 良孝君

運輸委員

辞任

補欠

野沢 太三君

永野 茂門君

予算委員

辞任

補欠

高井 和伸君

栗森 喬君

山田 勇君

井上 計君

西川 潔君

喜屋武眞榮君

野末 陳平君

星野 朋市君

決算委員

辞任

補欠

栗森 喬君

高井 和伸君

井上 計君

山田 勇君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校教育法等の一部を改正する法律案(中西鎮介君外一名提出)(衆第九号)

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(吉田正雄君外一名提出)(衆第一〇号)

一昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

須藤良太郎君

田村 秀昭君

野村 五男君

名尾 良孝君

地方行政委員

辞任

補欠

田村 秀昭君

守住 有信君

名尾 良孝君

宮田 輝君

常松 克安君

鶴岡 洋君

通信委員

辞任

補欠

宮田 輝君

野村 五男君

守住 有信君

須藤良太郎君

鶴岡 洋君

常松 克安君

予算委員

辞任

補欠

久保 巨君

粕谷 照美君

市川 正一君

上田耕一郎君

星野 朋市君

秋山 肇君

決算委員

辞任

補欠

粕谷 照美君

久保 巨君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

補欠

中村 鋭一君

栗森 喬君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

内閣委員会に付託

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

地方行政委員会に付託

スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律案(閣法第六三三号)

環境特別委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一四四号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出)(衆第二一号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第四二二号)審査報告書

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四三三号)審査報告書

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案(閣法第四四四号)審査報告書

工業所有権に関する手続等の特別に関する法律案(閣法第二七号)審査報告書

国民健康保険法の一部を改正する法律案(閣法第二四四号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川春子君提出防衛本庁の市ヶ谷移転計画に関する質問に対する答弁書

参議院議員小笠原貞子君外一名提出アイヌの人々の生活と権利の保障等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成元年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和六十三年度において防災に関してとった措置の概況及び平成二年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

野沢 太三君

永野 茂門君

地方行政委員

辞任

補欠

宮田 輝君

野村 五男君

守住 有信君

須藤良太郎君

鶴岡 洋君

常松 克安君

運輸委員

辞任

補欠

永野 茂門君

野沢 太三君

通信委員

辞任

補欠

須藤良太郎君

守住 有信君

野村 五男君

宮田 輝君

常松 克安君

鶴岡 洋君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

予算委員

辞任

粕谷 照美君

補欠

久保 巨君

決算委員

辞任

久保 巨君

補欠

粕谷 照美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

栗森 喬君

補欠

中村 鋭一君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方行政委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

本日衆議院から、次の内閣提出案は本院において否決されたので、国会法第八十五条により両院協議会を開くことを請求する旨の請求書を受領した。

平成二年度一般会計予算

平成二年度特別会計予算

平成二年度政府関係機関予算

本日本院は、平成二年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

穂山 篤君

鈴木 和美君

安恒 良一君

白浜 一良君

池田 治君

菅野 久光君

矢田部 理君

太田 淳夫君

吉岡 吉典君

足立 良平君

本日衆議院事務総長から本院事務総長宛、同院は

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨の通知書を受領した。

越智 伊平君

野田 毅君

原田昇左右君

谷川 和穂君

中村喜四郎君

近藤 鉄雄君

佐藤 信二君

宮下 創平君

越智 通雄君

中村正三郎君

本日次のとおり議長及び副議長を互選した。

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員

議長 矢田部 理君

副議長 太田 淳夫君

本日両院協議会参議院協議委員議長から次の報告書が提出された。

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会報告書

本日次の内閣提出案を衆議院に返付した。

平成二年度一般会計予算

平成二年度特別会計予算

平成二年度政府関係機関予算

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を否決した旨衆議院に通知した。

平成二年度一般会計予算

平成二年度特別会計予算

平成二年度政府関係機関予算

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成二年度一般会計予算、平成二年度特別会計予算及び平成二年度政府関係機関予算審査報告書

防衛本庁の市ヶ谷移転計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二年五月十四日

参議院議長 土屋 義彦殿

吉川 春子

防衛本庁の市ヶ谷移転計画に関する質問主意書

意書

政府は、東京都港区六本木の防衛本庁を新宿区の自衛隊市ヶ谷基地へ一九九五年までに事業費総額三千億円(一九八八年度ベース)を投じて移転し、基地施設の再配置を行う計画である。

この計画は、大蔵省所管の特定国有財産整備特別会計により実施され、一九九〇年度予算では、約六百四十三億円の工事費・実施設計費を計上し、一九八八年度予算で十二億円の調査・基本設計費を計上して以来、本格的な事業に着手している。

防衛庁移転計画について、その内容や市ヶ谷に建設される防衛本庁・中央指揮所などの施設規模等は必ずしも具体的に明らかにされていない。

しかしながら、この移転計画の目的は、一九八五年、当時の中曽根首相が打ち出した「民間活力」導入の方針の一環である六本木の都市再開発を理由として、防衛本庁や中央指揮所などの重要施設を市ヶ谷基地に移転・集中させて自衛隊の最高司令部とその指揮・通信機能を一元化し、陸、海、空三自衛隊の統合運用を推進するとともに、米軍との指揮・通信の連携も強化して、有事即応、日米

共同作戦の効果を図ることにありと指摘されている。

これはまさに、防衛中枢基地の集中・再編強化にほかならない。

さらに現在の防衛本庁にある中央指揮所は、八十五億円の経費をかけて一九八一年に工事を着工し、一九八四年に完成したもので、運用を開始してからまだ六年しかたっていない。これを壊して、新たに移転先の市ヶ谷に中央指揮所を建設するということについて、「国民の血税のムダ遣い」という厳しい批判もある。

また、東京都の新宿区議会では、既に移設反対の意見書を決議している。

したがって、この際、こうした問題を始め計画の内容、施設の規模、部隊配備等について質問する。

一 防衛庁は、「防衛中枢を松町地区から市ヶ谷地区に移転させる。これに伴い、首都及びその近郊の防衛施設の再配置を図る」としている。

防衛中枢機能を市ヶ谷地区に集中させ、首都に所在する自衛隊の部隊組織の再配置を行う防衛上の目的は何か。

二 防衛中枢機能を市ヶ谷地区に集中することが適当であると判断し、決定した理由は何か。

三 この移転計画によって、中央指揮機構の体制を含めどのように機構、機能の改善を図ろうとしているのか。

四 市ヶ谷基地に建設する防衛本庁の規模について、①内局、陸、海、空三統合幕僚監部、防衛施設局、調達実施本部などを一緒に収容した超高層ビル建築にする②旧軍の造った大地下壕を改装し、中央指揮所として使用する③最新指揮

電子機器を導入し、指揮・通信、防諜機能を大幅に強化すると言われているが、これについてはそれぞれ具体的にどうなのか明らかにされた。

五 防衛庁は、内局、陸、海、空三自衛隊、統幕二室の情報関係部門を整理・統合し、防衛庁長官直属の「情報本部」を新設する方針を決めたと言われているが、その目的は何か。また、この情報本部の役割と任務は何か。この施設は、市ヶ谷地区に設置されるのか明らかにされた。

六 防衛本庁の移転計画の内容について、機関・部隊名、施設の再配置状況、部隊員数を明らかにされた。

七 市ヶ谷基地を始め十条、目黒、朝霞、大宮、霞ヶ浦(以下、「東京六地区」と言う。)及び松町地区の各基地の主な建物及び工作物、例えば、防衛本庁、中央指揮所、弾薬庫等の名称、面積、規模を明らかにされた。

八 防衛本庁移転の一環として本年度予算で約六百四十三億円を計上し、東京六地区の各基地の実施設計・一部施設の本工事に着手する予定であると言われているが、実施設計・本工事に着手する施設名及び全体計画の進捗状況について明らかにされた。

九 移転計画を実施するに伴う事業経費の総額は、実際にいくらか。

十 また、同計画は特定国有財産整備特別会計により実施され、所要経費は松町地区の跡地処分収入により賄うことになっている。現在の防衛本庁の所在する敷地は約七万七千平方メートルあるが、その土地の払い下げ価格はいくらか。

と査定したのか。

十一 現在、松町にある防衛本庁、中央指揮所などその他関連施設全体の建設費用は、その当時どのくらいだったのか、事業費の総額を明らかにされたい。また、現在の中央指揮所の役割と任務は何か。また、この施設は、実際に移転計画に伴いとり壊すのか。

平成二年六月五日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員吉川春子君提出防衛本庁の市ヶ谷移転計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川春子君提出防衛本庁の市ヶ谷移転計画に関する質問に対する答弁書

一及び二について

防衛本庁本庁舎等の移転計画(以下「移転計画」という。)は、防衛本庁等いわゆる防衛中核を松町地区から市ヶ谷地区に移転させ、これに伴い、首都及びその近郊の防衛施設の再配置を図るものである。これは防衛中核の所在する松町地区周辺の商業地帯が進んでいるため、国有財産の有効利用の観点から計画したものであり、防衛中核を市ヶ谷地区に集中させることを目的とするものではない。

三について

移転計画は、防衛施設の再配置を図るものであり、機構・機能の改善を図るためのものではない。

四について

昭和六十三年予算により実施した基本設計においては、御指摘の防衛本庁内部部局、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、統合幕僚会議、調達実施本部及び防衛施設局のすべてを同一庁舎に配置させる計画はない。また、中央指揮所についても、旧軍の地下壕を改装し使用する計画はない。

移転計画により市ヶ谷地区において取得する施設にどのような器材を設置するかについては、今後の検討に係る問題であり、申し述べる段階にない。

五について

防衛庁としては、現在、情報関係組織の在り方について検討を行っているが、いまだその内容を申し述べる段階にない。

六について

移転計画により施設の再配置を実施した後の各地区ごとの主な再配置機関等の名称及び所在人員数は、別表一のとおりである。

七について

松町、市ヶ谷、十条、目黒、大宮、朝霞及び霞ヶ浦地区の主な建物等の名称、建面積及び規模は、別表二のとおりである。

八について

移転計画による施設整備については、昭和六十三年度から着手しており、同年度予算においては市ヶ谷、十条、目黒、大宮、朝霞及び霞ヶ浦の六地区に係る調査工事費及び基本設計費を計上し、また、平成元年度予算においては同六地区に係る環境調査費並びに大宮、朝霞及び霞ヶ浦の三地区に係る実施設計費を計上したところである。

ろである。

平成二年度予算案においては市ヶ谷、十条及び目黒の三地区に係る実施設計費並びに市ヶ谷、目黒、大宮、朝霞及び霞ヶ浦の五地区に係る庁舎等の本工事を計上している。

九について

移転計画に係る総経費は、現時点において確定的なことは申し上げられないが、現在のところ約三千億円程度となるものと考えている。

十について

松町地区の移転跡地については、移転計画の策定に当たり、近隣の公示価格等を総合勘案して処分の見込額を算定したが、その額の具体的な開示については、将来の同跡地の処分価額に予算を与えるおそれがあることから、答弁することは差し控えたい。

十一について

防衛本庁は、昭和三十五年以降松町地区を使用しているが、同年以降建設した主な施設は、防衛本庁本館庁舎、防衛施設庁舎、中央指揮所等であり、これらの工事費の総額は約六十億円である。

また、中央指揮所は、防衛出動等の自衛隊の行動等に関して、防衛庁長官が情勢を把握し、適時所要の決定を行い、部隊等に対し命令を下すまでの一連の活動を迅速かつ的確に実施することを目的とするものである。松町地区に所在する中央指揮所については、防衛中核の同地区から市ヶ谷地区への移転に伴い、取り壊すこととなる予定である。

別表一

地区名	主な再配置機関等の名称	所在人員数
市ヶ谷	防衛庁内部部局 陸上幕僚監部 海上幕僚監部 航空幕僚監部 統合幕僚会議 技術研究本部 調達実施本部 防衛施設庁	約七、二〇〇名
十	航空自衛隊補給本部	約二、一〇〇名
目黒	陸上自衛隊幹部学校 海上自衛隊幹部学校 航空自衛隊幹部学校 統合幕僚学校	約 八〇〇名
大宮	陸上自衛隊第三十二普通科連隊	約一、五〇〇名
朝霞	陸上自衛隊東部方面総監部	約三、九〇〇名
霞ヶ浦	陸上自衛隊通信補給処	約二、四〇〇名

別表二

地区名	主な建物等の名称	建(平方メートル)積	規模
市ヶ谷	庁舎 隊舎 倉庫 鉄塔	約一五、六〇〇 約一、七〇〇 約二一、二〇〇 約四、四〇〇	七階建ほか 二階建ほか 五階建ほか 二階建ほか
十	工場 倉庫 試験室	約三〇、三〇〇 約二一、六〇〇 約七、三〇〇	三階建ほか 二階建ほか 二階建ほか

平成二年六月七日 参議院会議録第十三号 質問主意書及び答弁書

目黒	大宮	朝霞	霞ヶ浦
庁舎 実験室	庁舎 工場 倉庫 試験室	庁舎・隊舎 食堂等 工場 倉庫 鉄塔	隊舎 工場 倉庫
約八、五〇〇 約一七、九〇〇	約二、四〇〇 約八、六〇〇 約九、一〇〇 約一、八〇〇	約三七、二〇〇 約六、七〇〇 約一四、四〇〇 約一〇、六〇〇	約三、六〇〇 約八、四〇〇 約三五、三〇〇
四階建ほか 三階建ほか	四階建ほか 二階建ほか 五階建ほか 平屋建	四階建ほか 平屋建 平屋建 平屋建 高さ約一〇〇メートルほか	三階建ほか 二階建ほか 二階建ほか

(注) 平成元年三月三十一日現在

アイヌの人々の生活と権利の保障等に関する
質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二年五月二十五日

小笠原貞子 高崎 裕子

参議院議長 土屋 義彦殿

アイヌの人々の生活と権利の保障等に関する
質問主意書

今日、北海道内に住むアイヌの人々の数は北海道庁の調査によれば二万数千人となっている。その多くは、明治以来の、民族的権利を無視した強制同化政策により、今なお過酷な生活を強いられ、筆舌に尽くし難い様々な差別を受けている。私達は、アイヌの人々の権利の保障と、一切の差別の掃及び生活安定のための特別の対策を政府の責任において、とるべきであると主張してきた。その立場から、一九八〇年、一九八三年、一九八六年の三回、いくつかの問題について質問してきた。

今回改めて、以下の点について質問する。
一「旧土人保護法」に代わる新しい法律の制定について
アイヌの人々の要求解決の上で何よりもまず明確にしなければならないのは、戦後の現憲法下の今日でもなおアイヌの人々が差別と過酷な生活に苦しみ、さまざまな権利を奪われている状態が放置されてきたことである。

この状態を抜本的に改めるには、国の責任を明確にし、生活の安定・向上、民族的文化の保護、教育向上などの諸権利を保障する「アイヌ新法」を制定することが急務である。

北海道ウタリ協会は一九八四年に「アイヌ民族に関する法律(案)」を発表し、さまざまな運動を展開してきた。また、北海道議会では知事の諮問機関である「ウタリ問題懇話会」の答申が出され、これに基づいて同議会は全党派の賛成で「アイヌ新法の早期実現を求める要望意見書」を採択した。道内の多くの自治体も同様の要望意見書を採択している。

こうした中で政府は昨年十二月四日、北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議の下に関係九省庁からなるアイヌ新法問題についての「検討委員会」を設置した。

① この「検討委員会」では、新法の制定を目標とすべきであるが、検討委員会の設置の目的と役割を明確にしていきたい。

② 検討委員会が設置され、既に、半年になるうとしている。この間どのような検討がいつどのようなテーマで行われたのか、明らかにされたい。

③ また今後、検討委員会としての取組をどう進めようとしているのか。具体的に伺いたい。

当然、北海道、関係団体、専門家等からの意見聴取があると思われるが、当事者である「北海道ウタリ協会」から早急に意見を聴取する必要があると思うが、いつ頃聴取しようとしているのか明らかにされたい。

④ そもそも「アイヌ新法制定」については、六

年前にウタリ協会が、また北海道も約二年前に発表し、政府も国会で「関係省庁に真剣に検討させている」と繰り返し述べている。すでに検討のスタートは切られており、いたずらに検討委員会を長引かせるのではなく、関係者の要望に沿い、精力的に検討をすべきである。その立場からいづるまでに検討結果をまとめる積もりか、明確にされたい。

二 アイヌの人々の政治参加の道を拡大するためアイヌ代表の参加する中央審議会の設置について

明治以来の日本政府の強制同化政策のために、アイヌ問題が重大な問題であるにもかかわらず、それを取り上げ検討する機関が国にも北海道にも何一つ設置されてこなかった。戦後の現憲法下でも政府はアイヌの人々の存在を事実上無視し、真剣な対策を検討することさえしてこなかった。

こうした状況の下で、北海道ウタリ協会が強く求めている「アイヌ新法」制定を含むアイヌ問題を全般的に審議、検討する国の機関としての「アイヌ問題中央審議会(仮称)」の設置や、新法制定とアイヌの人々の生活と権利を保障するため、アイヌ問題を専門的に担当する大臣の明確化と、関係部局の設置を前向きに検討すべきであると考えられている。

三 アイヌの人々の子弟の教育対策について

北海道民生部の「北海道ウタリ福祉対策」(八八・二)によれば、「生活保護の受給率は、ウタリ居住市町村全体が二一・九パーミリアであるのに対して、アイヌの人々の受給率は六〇・九パーミリと高い比率を示している」。アイヌの

人々の二三・一％は「ひどい差別を経験した」としており、六一・二％は差別が「現在でもある」と答えている(北海道ウタリ生活実態報告書)(八六・一一)。

また、家庭の生活苦が子供の進学にも悪影響を与えている。それは、アイヌの人々の子弟の高校進学率が七八・四％(全道平均は九四・〇％)、大学進学率が八・一％(同二七・四％)と、一般に比べて大きな格差があることも明白である。

これらアイヌの人々の子弟の進学率を高めることは急がれる課題である。しかし、現在北海道ウタリ福祉対策事業で給付・貸付される入学金は高校で二二、六六〇円、大学で三六、〇五〇円であり、余りにも少なすぎる。

① 私立高校に入学する場合、入学金等で実際には約四〇万円、私立大学の場合は約八〇万円と言われている。入学金の額を現状に合うように大幅に引き上げるべきと思うがどうか。

② また現在の支給時期が八月であり、余りにも実態とかけ離れている。支給時期を実態に合うよう改善すべきであると思うがどうか。

③ また北海道が独自に実施している専修学校等の進学に対する入学金及び就学資金について、国の補助対象となっていない。専修学校についても高校・大学と同様速やかに、補助対象にすべきであるがどうか。

四 緊急な国民的課題としてのアイヌ語とアイヌ文化の保護について
現在のアイヌ問題の中でアイヌ語とアイヌ文

化を保護することは、急を要する特別な国民的課題である。

アイヌの人々は歴史的に独自の言語と文化をつくりあげてきたが、明治以来の強制同化政策と差別のもとでその継承・発展が危機にさらされている。アイヌ語について言えば、アイヌの人々は長年にわたって日本語の使用を強制されてきたために、アイヌ語を話す機会が奪われてきた。しかもそうした状態が二代、三代と続いてきたために、多くのアイヌの人々は今日ではアイヌ語を解し話すことができなくなっている。

また世界的叙事詩と言われているユーカラについてもその伝承者はいずれも古老であり、時期を失すれば消滅してしまう危険がある。

北海道ウタリ協会ではアイヌ民族文化祭の開催、アイヌ語教室の開設をするなど、多くの共感を得ながらアイヌ文化の継承・発展のための取組を進めている。

以下の点について、政府の見解を明らかにされたい。

① ユーカラの伝承者からテープに収めるなどの保存措置をテンポを早めて行うべきであるがどうか。

② 現在行われているアイヌ語教室の増設・助成の拡大を図るべきであるがどうか。

③ 未指定の古式舞踊の調査を速やかに実施すべきであるが、今後の調査計画について、地域名を含め具体的に回答えいただきたい。
同時に調査を踏まえ、直ちに重要無形民族文化財に指定すべきであるがどうか。

④ アイヌ語とアイヌ文化を守り、発展させるため、国立の「アイヌ民族文化研究所(仮称)」「アイヌ文化伝承の森(仮称)」などの建設や、教育テレビに「アイヌ文化の時間(仮称)」を設け、アイヌ語を始めアイヌの人々の優れた文化や芸能が正しく継承発展されるように検討すべきと思うがどうか。

五 就職差別の解消と公共機関での就労対策について

アイヌの人々は、就職差別などにより仕事は極めて不安定で、建設業を中心とする臨時雇用・日雇いが多く、共通して低収入である。北海道庁の調査によっても、「このままでは暮らしていけない」「食べるのに精一杯」という世帯が四六・三〇と極めて劣悪な状態にある。

したがって、就職差別の解消と安定した就職の斡旋のため、特別の体制をとること、とりわけ官公庁への登用や保健婦・ホームヘルパーの採用などについて努力すべきであると思うがどうか。

六 「旧土人給与地」の実態調査について

石狩管内浜益村のアイヌの人々の「給与地」について、その所有者、境界等をめぐり現地でトラブルが生じている。

したがって、浜益村など北海道の給与地について政府の責任で実態調査を進め、トラブルの解消に努めるべきと思うがどうか。

七 アイヌの人々の千島列島への慰霊墓参について

かつて千島列島に居住し樺太千島交換条約で強制移住させられたアイヌの人々を慰霊するため、北海道ウタリ協会を始め関係者の間から、

千島列島への墓参を実現したいとの動きが出ています。政府は責任をもって実現に向け努力すべきと思うが、見解を伺いたい。

平成二年六月五日

内閣総理大臣 海部 俊樹
参議院議長 土屋 義彦

参議院議員小笠原貞子君外一名提出アイヌの人々の生活と権利の保障等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小笠原貞子君外一名提出アイヌの人々の生活と権利の保障等に関する質問に対する答弁書

一について

北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議の下に設置された検討委員会は、アイヌ新法問題に対する政府としての考え方をまとめることを目的とするものであり、これまで、アイヌ新法問題に係る論点の整理など所要の検討を行ってきたところである。

今後は、当面、北海道からアイヌ新法問題に対する要望の趣旨、内容等について、説明を聴取していく予定である。その後の日程等は未定であり、説明聴取の結果等をも踏まえ検討することとしている。

二について

政府としては、従来から、ウタリ対策事業に関し、政府部内に北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議を設置し、その円滑な推進を図ってきているところであり、また、一についてにおいて

述べたように、アイヌ新法問題に対する政府としての考え方をまとめるため、同連絡会議の下に検討委員会を設け、鋭意検討を行っているところである。したがって、現在のところ、審議会等新たな機関の設置が必要であるとは考えていない。

三の①及び③について

政府としては、ウタリ子弟の高校・大学等への入学に関し、一時金として給付される所要の通学用品等の助成金に対する補助を行っているところであり、今後とも現下の厳しい財政事情等を勘案しつつ適切に対処してまいりたい。また専修学校を新たに補助対象とすることは考えていない。

三の②について

通学用品等助成金の支給時期については、申請書類の審査、所得の確認等の手続を必要とすることから七月又は八月となっているものと承知しているが、今後とも事務処理の改善を図るよう指導してまいりたい。

四の①について

アイヌのユーカラについては、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択するとともに、北海道教育委員会が行うユーカラを含むアイヌ民俗文化財調査事業について補助を行い、その保存の充実に努めている。

四の②について

北海道教育委員会が行うアイヌ生活文化用語の伝承教室事業については、その補助を行っているところであり、逐次実施地区数を増やすなどその充実に努めている。

四の③について

アイヌ古式舞踊のうち、重要無形民俗文化財に指定されていないものについては、平成二年度から、北海道教育委員会が行う各地域に伝承されている古式舞踊の演目、芸能及び伝承状況の調査事業について補助を行うことを予定している。

これらについての重要無形民俗文化財指定等の措置については、調査結果を検討した上で考慮してまいりたい。

四の④について

地域の特色を示す民俗文化財あるいは地域の歴史の流れを裏付ける遺物・文書等の歴史資料の保存・活用を図るための施設として、地方公共団体が設置する歴史民俗資料館の建設補助を進め、民俗文化財の地域における拠点づくりを行っているところであるが、現在のところ、御質問のような国立の施設設置等については考えていない。

五について

一般に、就職の機会均等を確保する観点から、差別のない公正な採用選考システムの確立を図るよう企業に対する啓発・指導に努めているところである。

また、ウタリ住民の雇用の促進と職業の安定を図るため、新規学校卒業生に対するきめ細かい職業指導、ウタリ担当の職業相談員の配置による相談活動及び職業訓練受講支度金の支給補助等の就職支援措置を行っているところである。

官公庁への採用については、原則として公開・平等の採用試験によることとされており、

一般に特定の者を優先雇用する仕組みをつくることは困難である。

保健婦については、その資格を有することが必要であり、ホームヘルパーについては、介護や家事等に関する一定の研修を受けることが必要とされており、いずれについても、一般に特定の者を優先雇用する仕組みをつくることは困難である。

六について

北海道から聴取したところによれば、北海道浜益郡浜益村における下付された土地に関する問題については、現在農事調停が行われているので、所有者、境界等の争いについては調停の結果にゆだねることが適当と考えており、また、その他の地域については問題は生じておらず、実態調査の必要はないと考える。

七について

御質問が齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島への墓参についてであれば、これら四島が我が国固有の領土であるにもかかわらず、ソヴィエト連邦に不法占拠されているとの事情により、昭和三十九年以降、日ソ両国間の合意に基づき身分証明書方式により実施されてきている。

かかる枠組みの下での同墓参については、関係親族である我が国国民であれば、参加可能である。

他方、我が国が日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）により放棄した領土である千島列島への我が国国民の墓参については、これまでのところ実績がないが、今後具体的な希

望が寄せられれば、右希望を踏まえつつ、新たな墓参候補地として検討することとなる。